

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年10月

三重県人事委員会

(写)

人 委 第 104号

平成28年10月14日

三重県議会議長 中村 進一 様

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県人事委員会

委員長 竹川 博子

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事行政について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1	報告	1
第1	職員の給与に関する報告	1
I	職員の給与を決定する諸条件等	1
1	職員の給与	1
2	民間従業員の給与等の調査	1
3	職員の給与と民間従業員の給与との比較	2
4	物価及び生計費等	4
5	国家公務員の給与に関する人事院勧告等	4
II	職員の給与に関する見解	6
1	本年の民間給与との較差に基づく給与改定	6
2	給与制度の改正	8
3	その他の課題	11
第2	人事行政に関する報告	12
1	人材の確保・育成	12
2	女性の登用の拡大	13
3	ワーク・ライフ・マネジメントの推進	14
4	健康対策の推進	15
5	高齢期の雇用問題	16
第3	勧告実施にあたって	17
別紙第2	勧告	19

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきました。その概要は、次のとおりです。

第 1 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

1 職員の給与

本委員会が実施した「平成 28 年人事統計調査」の結果によると、本年 4 月 1 日現在、警察官、教員等を含めた再任用職員を除く職員の数は、20,728 人でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等 10 種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年 4 月の平均給与月額は、402,837 円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている者は、4,946 人であり、その平均給与月額は、389,676 円（平均年齢 43.2 歳）でした。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

（1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「平成 28 年職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、県内 723 の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した 152 事業所を対象としました。

調査に当たっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22 職種 6,563 人）に対して、本年 4 月分として支払われた給与月額等

のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について実地により、詳細に調査を行いました。併せて、研究員、医師等（54 職種 745 人）についても、同様の調査を行いました。

（２）調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は 57.7%（昨年 62.3%）、ベースアップを実施した事業所の割合は 29.3%（同 32.5%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 13.0%（同 5.2%）であり、ベースアップを中止した事業所の割合が昨年比で 7.8 ポイント増加していました。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 90.6%（昨年 92.4%）であり、昨年比で 1.8 ポイント減少していました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 17 表、第 18 表 参照）

イ 初任給の状況

初任給の状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 55.5%（昨年 58.6%）、高校卒で 43.5%（同 46.1%）となっており、そのうち大学卒で 39.4%（同 41.3%）、高校卒で 34.5%（同 45.7%）の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 60.6%（昨年 57.6%）、高校卒で 65.5%（同 54.3%）であり、昨年比で、大学卒で 3.0 ポイント、高校卒で 11.2 ポイント増加していました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 14 表 参照）

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

（１）月例給

ア 公民給与の較差

「平成 28 年人事統計調査」及び「平成 28 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員

にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った上で、その公民給与の較差（以下「公民較差」という。）を算出しました。

その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均223円（0.06%）下回っていました。

公 民 較 差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	393,383 円
職員の給与 (B)	393,160 円
公民較差 (A)-(B)	223 円 (0.06%)

(注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。

2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者4,946人（再任用職員を除く。）から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた4,859人です。

イ 民間事業所における扶養（家族）手当の状況

扶養（家族）手当の平均支給月額、配偶者のみの場合は14,963円、配偶者と子2人の場合は25,952円となっており、職員の現行支給月額は配偶者と子2人の場合でおおむね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第15表 参照)

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額の4.31月分に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間平均支給月数（4.20月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第16表 参照)

その他については、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定

・その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定

指定職俸給表は改定なし

b 本府省業務調整手当：手当額を引上げ

（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

c 初任給調整手当：医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し所要の改定

（イ）特別給

・民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.20月→4.30月）

・民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分

ウ 実施時期

・月例給：平成 28 年 4 月 1 日

・特別給：法律の公布日

（２）給与制度の改正等

ア 給与制度の総合的見直し

・平成 29 年度 本府省業務調整手当の手当額を引上げ

（係長級：4.5%→5.5%相当額、係員級：2.5%→3.5%相当額）

イ 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成 29 年 4 月 1 日から段階実施）

・民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ見直し

・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ

（配偶者及び父母等：6,500 円、子：10,000 円）

・本府省課長級（行（一）9・10 級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。

・本府省室長級（行（一）8 級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を 3,500 円支給

ウ 専門スタッフ職俸給表 4 級の新設（平成 29 年 4 月 1 日実施）

(3) その他

ア 再任用職員の給与

- ・勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定

イ 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

- ・介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、併せて介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

ウ 非常勤職員の給与

- ・処遇の確保が図られるよう、各府省を指導

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向並びに国家公務員に対する人事院勧告は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有するものであり、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本にしています。労使交渉によってその時々を経済・雇用情勢を反映して決定される民間従業員の給与水準に合わせて職員の給与を決定するという方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与を社会一般の情勢に適応させることを基本として、国や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しながら、地域の民間従業員の給与水準との均衡を図るよう勧告及び報告を行っています。地方公務員法が、職員の「給料」ではなく「給与」について均衡の原則を求めていることから、給与水準については、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の「給与」を基本に、国や他

の地方公共団体の職員の「給与」についても勘案しています。

国家公務員の「給与」についてみれば、本県の平均給与月額 393,160 円は、府県単位機関及びその他の地方支分部局の国家公務員（行政職俸給表（一））の平均給与月額がそれぞれ 395,425 円及び 388,281 円（平成 28 年人事院勧告参考資料第 3 表その 2）であることを考慮すれば、精緻な比較ではないものの、おおむね水準が均衡していると考えます。

また、本県においては、これまで国の給与制度に準拠し、国の俸給表構造に準拠した給料表の適用や国に準じた給与制度の見直しを実施してきました。具体的には、給与制度の総合的見直しのほか、高齢層職員の 1.5% 給与抑制措置及び昇給制度の見直し、高位号給における昇格抑制措置等を実施しており、精確な公民比較の前提となる適正な給与制度が確保されている状況にあると考えています。

（２）改定の基本方針

本委員会では、前述の I の 3（１）アのとおり職員の給与が民間従業員の給与を 223 円（0.06%）下回っていることから、民間従業員の給与との均衡を図るため、月例給の改定を検討しました。

較差の解消は、基本的な給与である給料表を引き上げることを原則に考え、国の改定後の俸給表構造に準拠した形での給料表改定を検討しましたが、これまで本県では公民較差が 149 円（0.04%）、国では官民較差が△273 円（△0.07%）であったときに月例給の改定を行わなかったこともあり、本年の公民較差が 223 円（0.06%）と小さいことから、給料表の改定は行わないこととします。なお、県内の民間の初任給と職員の初任給を比較すると、引上げ改定を行うに足りる水準差はみられません。

また、較差を解消するために月例給である諸手当の改定を検討しましたが、地域手当については、昨年の勧告で給与制度の総合的見直しによる支給割合に改定済みであることから、引き上げることは適当ではないと判断しました。扶養手当についても、来年度からの制度見直しを控えていることや一部の職員に対しての較差配分となることから、引上げ改定することは適当ではないと判断しました。他方、医師又は歯科医師の初任給調整手当については、従来から国

に準拠して取り扱ってきたことから、人事院勧告に準じた所要の改定を行います。

一方、特別給である期末・勤勉手当については、前述のⅠの3（2）のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を0.11月分下回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数の引上げ改定を行います。

（3）改定すべき事項

ア 初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施します。

イ 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の支給月数については、従来から給与制度としての安定性にも配慮しつつ民間の特別給の支給割合の変動をより確実に反映させるため、0.05月ごとの区切りによる支給月数としてきたところです。

この取扱いを踏まえ、民間事業所の特別給の支給割合（4.31月分）との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.30月とします。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度においては12月期の勤勉手当の支給月数を0.8月から0.9月へ引き上げ、平成29年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数がそれぞれ0.85月となるよう配分します。

また、行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については0.1月分、再任用職員の勤勉手当については0.05月分それぞれ支給月数を引き上げます。

2 給与制度の改正

（1）扶養手当の見直し

前述のⅠの5（2）イのとおり、本年人事院は、扶養手当の見直しを勧告しました。見直しの内容は、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額ま

で減額し、これにより生ずる原資で子に係る手当額を増額するものです。この見直しは、社会全体として女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にある点、近年手当の見直しを行った事業所の約半数において、配偶者について特別の取扱いをしていないといった点や、公務において配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にある点等を踏まえ、行われるものです。

本委員会では、地方公務員法の情勢適応の原則及び均衡の原則、人事院勧告の内容、次世代育成支援の観点等を考慮し、扶養手当の見直しについて検討を重ねました。

「平成 26 年全国消費実態調査」（総務省統計局）によれば、夫婦と子 2 人の世帯における消費支出の費目構成は、子が義務教育の時期では「食料」の割合が 27.2%と高く、子の食事代などへの支出が多くなっているとみられ、また、子が大学生等の時期では「教育」が 26.8%と高くなっています。このことから、子の教育等に要する経費は家計にとって大きな負担であり、職員にとっても子に要する経費の負担が大きいことが思料されます。

また、本県の「職種別民間給与実態調査」結果によると、配偶者と子 2 人の場合の家族手当は 25,952 円とおおむね職員の扶養手当月額と均衡している一方、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は減少傾向にあります。さらに、職員については配偶者を扶養親族とする割合が減少傾向にあるなど、本県においても配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等がみられます。

本委員会は、以上の点も踏まえ総合的に検討した結果、扶養手当の見直しを行うことが適当であると判断しました。具体的には、人事院勧告の内容に準拠し、別表第 1 のとおり、子に係る手当額を 6,500 円から段階的に 10,000 円とし、配偶者に係る手当額を 13,000 円から段階的に父母等に係る手当額である 6,500 円とします。子に係る手当額を引き上げるための原資については、他の手当から充てることは適当ではなく、扶養手当の総額の原資の中で確保することが必要であるため、配偶者に係る手当額を減額することが適当と考えます。なお、本県職員の扶養実態に基づいて原資を推計すると、制度完成時に子に係る手当額の見直しに必要な原資は、配偶者に係る手当額の見直しから生ずる原資で対応することができます。

さらに、本年人事院が勧告した本府省課長級及び本府省室長級に対する扶養手当の取扱いについては、扶養親族を有することによる生計費の増嵩の補助という扶養手当の趣旨に鑑みた、一定の給与水準にある職員に対する見直しであることから、本県における職務等を勘案し、本府省課長級（行政職俸給表（一）9級及び10級）相当として、本県の行政職給料表9級及び10級相当の職員、本府省室長級（行政職俸給表（一）8級）相当として、本県の行政職給料表8級相当の職員について、人事院勧告に準じた取扱いとします。

（２）獣医師に対する初任給調整手当の支給

獣医師については、本県のみならず多くの都道府県で人材確保が難しい状況が続いています。このような中、本委員会は昨年報告において、「獣医師の優秀な人材を確保するには、獣医学部のある大学や担当教官への訪問、県における獣医師の業務内容の積極的な広報などを行うことに加え、他の都道府県における獣医師に対する給与上の処遇等について検証し、本県におけるその必要性の有無を検討する必要があります」と言及しました。

他の都道府県の状況としては、平成28年4月時点で、獣医師に対し給料の調整額を支給している団体は47都道府県中35団体、初任給調整手当を支給している団体は30団体となっており、いずれも支給していない団体は本県を含め3団体となっています。また、獣医師の初任給^{※1}を推計すると、本県の初任給は223,943円となり、47都道府県中46位と水準が低くなっています。

※1 平成28年4月時点（改定前）給料月額に次の手当等が支給される団体においては、その団体の条例等に基づき支給される手当額を合算して推計。地域手当（都道府県庁所在地の地域手当の支給割合による額）、初任給調整手当、給料の調整額（調整基本額に最大の調整数を乗じて得た額）

さらに、本県における獣医師の採用においても、選考を毎年複数回実施していますが、人材確保が困難な状況が続いています。

このような状況を踏まえ、優秀な人材確保といった観点から、獣医師に対し初任給調整手当を支給することが適当であると考えます。手当額については、他の都道府県の状況等を踏まえ月額30,000円を上限とし、支給期間については、本県の獣医師の任用の実態等を踏まえ、12年を上限とします。

3 その他の課題

(1) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

仕事と家庭の両立支援制度の充実を図るため、本年人事院は国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告を行いました。

本県においても、任命権者において介護時間の新設等についての検討が進められていますが、介護時間の取得に係る給与の取扱いについては、介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とするほか、昇給区分の決定及び勤勉手当の期間率の算定も含め、国に準拠することとします。併せて、昇給制度における介護休暇及び育児休業の取扱い並びに勤勉手当における育児に係る部分休業の取扱いについても、国に準拠することとします。

(2) 勤務1時間当たりの給与額

祝日法の改正により、本年から8月11日が山の日となったことを受け、時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額を計算する際の実労働時間の取扱いについて見直す必要があります。

(3) 再任用職員の給与

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、再任用職員の在職期間は長期化することが見込まれ、本県においても年々再任用職員数が増加しており、フルタイムの再任用職員の割合が増えています。

このような状況の中、民間企業における再雇用者の給与の動向及び国の再任用制度の検討状況等を踏まえ、引き続きその給与のあり方について検討する必要があります。

第2 人事行政に関する報告

近年の少子高齢化という構造的な問題に対して、誰もが職場においてその能力を発揮できるよう、従来からの働き方を改めていくことが社会全体の課題とされており、公務員の人事行政においても、働き方の改革に対する総合的な対応が求められています。

また、本県では、平成28年度からスタートした「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に掲げた目標の達成に向け、「教育・人づくり」や「地方創生の本格展開」などさまざまな課題に取り組み、着実に県政を推進していくこととしているところです。

このような中、本県の行政運営においては、職員が現場を重視し、さまざまな主体との協創を推進していくことなどが求められており、職員一人ひとりが高い使命感と倫理観を持つとともに、複雑・高度化する行政課題や時代の変化に迅速かつ的確に対応できる能力や専門性を有することが必要となっています。

そのためには、有為な人材の確保や職員の更なる意欲と能力の向上に努めるとともに、働きながら育児や介護がしやすい職場環境づくりなど、「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向けた勤務条件の改善や職場環境の整備に取り組むことが求められています。

これらのことを踏まえ、人事行政に関する主な課題について、次のとおり報告します。

1 人材の確保・育成

若年人口の減少や人手不足を背景とした民間企業の採用意欲の高まり、国及び他の地方公共団体との競合などから、本県の職員採用試験における受験者数が減少傾向にある中で、多様で有為な人材の確保が重要な課題となっています。このため本委員会としては、任命権者と連携し、受験者拡大に向けた県内外での採用試験説明会や大学訪問、SNSを活用した広報活動などに積極的に取り組んできたところです。今後も引き続き、さまざまな機会を捉えて、三重県職員としての業務内容やキャリアデザインなどをより丁寧に説明し、公務職場の魅力を積極的に発信していくことにより、人材の確保を図っていきます。

また、県政運営をより円滑かつ的確に推進していくためのベースは「人」である

ことから、職員の人材育成について、「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、「仕事を通じた人材育成（OJT）」を最も重要な柱と位置付け、組織全体で、より積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組んでいます。

人材育成においては、本年4月に施行された改正地方公務員法において、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用すべく、人事評価制度が導入されました。本県では、「県職員育成支援のための評価制度」などに基づき、上司と部下が十分な対話を重ねながら、職員それぞれの事情や能力・実績に基づいた人事管理を実施しているところであり、限られた人的資源のもとで、職員一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮され、組織力の更なる向上に繋がる取組を引き続き進めていくことが必要です。

さらに、職員は県民から信頼が得られるよう、高い使命感と倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行し、説明責任を果たすことが求められています。職員のコンプライアンス意識向上に向けたさまざまな取組により、懲戒処分件数は減少傾向にあり、職員一人ひとりがコンプライアンスを常に意識した業務推進を行う「コンプライアンスの日常化」に継続的に取り組んでいくことが必要です。

2 女性の登用の拡大

近年、女性の活躍推進が国の成長戦略の中核に位置付けられ、女性活躍推進のさまざまな施策が進められています。地方公務員において女性が活躍することは、多様な発想や時間的制約がある職員が十分に能力を発揮できる職場環境づくりにおいて、非常に重要なことであると考えます。

本県においては、女性活躍推進法に基づき、本年3月に策定した「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」や「三重県教育委員会特定事業主行動計画（女性活躍推進アクションプラン）」などにおいて定めた、「管理職への女性職員登用率10.0%（平成32年4月1日時点、教員及び警察職員を除く県職員）」などの目標達成に向け、意欲と能力のある女性職員の積極的な登用に取り組むこととしています。

このためには、女性職員の意欲向上やキャリアを支援する研修の実施、多様な知識や経験の習得が可能となるような人事配置、女性の活躍を応援する職場風土づくり等の取組を一層進めることが必要です。さらに、育児等で時間的制約がある場合においても、やりがいを感じ、個性や能力を十分発揮しながら働き続けられる職場

環境の整備を進めていく必要があります。

また、女性職員の割合を上げていくためには、職員採用試験における女性受験者の確保が重要であることから、本委員会としては、引き続き採用試験説明会等における「女性職員相談コーナー」の設置や、職員採用案内ホームページ・パンフレット等を活用した、仕事と家庭の両立支援制度のPRなどを通じて、女性受験者の拡大に向けた取組を強化していきます。

3 ワーク・ライフ・マネジメントの推進

働きながら育児や介護がしやすい職場環境の整備を進めていくことがますます重要な課題となる中、本県においては、平成26年度から、限られた時間の中で、職員一人ひとりのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応するため、「ワーク」と「ライフ」の高度な両立をめざした「ワーク・ライフ・マネジメント」の推進に取り組んでいます。

ワーク・マネジメントの推進においては、思い切った事業の選択と集中による業務の見直しなどに取り組んだところですが、各部局のさまざまな要因により、年間500時間を超える時間外勤務職員数は平成27年度（246人）は前年度（260人）から減少したものの、職員一人当たりの時間外勤務時間数は平成27年度（205時間）は前年度（204時間）とほぼ同水準の結果となりました。今後も引き続き、長時間労働の是正に向け、組織全体として業務の見直しによる業務量の削減や効率的な業務遂行とともに、思い切った働き方の見直しに取り組むことが必要です。

ライフ・マネジメント支援の推進においては、職員一人ひとりのライフサイクルや人生設計に応じて、育児や介護が必要な時期にも安心して働き続けることができる職場環境の整備が求められています。特に、急速な高齢化の進展に伴い、介護を要する家族を抱えた職員が増加することが予想されることから、仕事と介護の両立に向け、民間労働法制の改正に合わせた介護休暇の分割取得を可能にするなど、介護の状況に応じた柔軟な働き方の見直しに向けた検討が必要となります。

また、育児との両立支援について、本県においては、昨年4月に策定した「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」などに基づき、男性職員の育児休業の取得促進や子育てを行う職員を応援する職場風土づくりなどの取組を進めているところですが、今後は民間労働法制の改正に合わせて、特別養子縁組や養子縁組里

親など多様な家族形態に応じ、育児休業等に係る子の範囲を拡大するなどの次世代育成支援にも対応する必要があります。

ワーク・ライフ・マネジメントのより一層の推進に向けて、必要な業務体制の確保や職員が必要に応じて制度を円滑に利用できるような職場のマネジメントを引き続き進めていくことが必要です。本県においては、ワーク・ライフ・マネジメントの取組の一つとして、本年7月から時差出勤勤務を試行しているところですが、国や一部の民間事業所においては、フレックスタイム制やテレワーク（在宅勤務）など柔軟で多様な働き方を取り入れる動きが見られることから、引き続き国等の動向を注視していく必要があります。

また、教員の総勤務時間、時間外勤務については、その縮減に向けて、県教育委員会が平成17年3月に「教職員の総勤務時間の縮減に係る指針」を策定し、本年3月に各県立学校長及び各市町教育長あてに「教職員の総勤務時間縮減に向けた取組について」通知するとともに、「総勤務時間の縮減に向けた取組事例集」を配布し、事例集を参考とした取組状況を調査して各学校にフィードバックするなど、さまざまな対策が講じられてきたところですが、依然として増加傾向にあります。総勤務時間の縮減は、教員がワーク・ライフ・バランスを図りながら、意欲を持って教育活動を継続するための重要な課題であることから、引き続き、県教育委員会、市町教育委員会及び各学校が一体となって取組を進めるとともに、学校職場での管理職員の的確なマネジメントの推進が必要です。

4 健康対策の推進

職員が安心して職務に従事し、能力を最大限に発揮するためには、心身ともに健康であることが必要不可欠であり、中でもメンタルヘルス対策は、組織全体で取り組まなければならない重要な課題となっています。

本県においては、長期（1か月以上）の病休・休職者に占めるメンタル疾患の割合が半数を超える状態が続いていることから、職員自身のストレスへの気付きを促すため、本年から実施するストレスチェックの結果を分析してストレスの高い職員を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要です。併せて、ストレスの原因となりうる職場環境の課題を明らかにし、働きやすい職場づくりの実現に取り組んでいくことが必要で

す。

また、職員自身のストレスへの対処能力の向上等を図るためのメンタルヘルスセミナーなど各種研修への参加、「健康開発室（ここからルーム）」やメンタルヘルスカウンセリングの利用促進など、職員一人ひとりが当事者意識を持ってセルフケアに取り組むことが必要です。さらに、他の職員の不調にも早期に気付き、悩みや不安を一人で抱え込まずに上司や同僚に相談できるよう、管理職のリーダーシップのもとに相談しやすい職場環境づくりを図ることも重要です。

メンタル疾患からの職場復帰や再発防止については、臨床心理士によるカウンセリング（コミュニケーション能力回復事業）などの取組を進めており、職場復帰を希望する職員に対し、引き続きこれらの取組を活用するよう積極的に働きかけるとともに、所属長をはじめとした所属職員においては、円滑な職場復帰に向けて職員を支えることが求められます。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠中の職員へのハラスメントなど、ハラスメントのない良好な職場環境を確保することは、職員が能力を発揮し、高い意欲を持って勤務するための重要な課題であり、近年では、性的指向や性自認に関わるいわゆるLGBT等の性的マイノリティ（少数者）に関する正しい理解の促進が社会的課題となっています。本県においても、研修等を通じて、これらのハラスメントに対する職員の正しい理解を深めることが必要です。

5 高齢期の雇用問題

雇用と年金の接続について、本年4月からの年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たり、国においては、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応することが適当との考えが示されるとともに、今後、再任用職員の増加が見込まれることを踏まえ、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むとされたところです。

本県においても、当面は再任用制度の活用を図ることとしており、定年を迎えた職員がこれまでに培った能力や経験を十分に発揮し、組織力の維持向上につながるような人事管理を行うことが求められています。引き続き国や他の地方公共団体の動向を注視し、高齢期雇用に伴う諸課題に適切に対応していく必要があります。

第3 勧告実施にあたって

人事委員会の給与勧告制度は、職員が労働基本権を制約されていることの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有しています。

本年の春闘では、2.14%（昨年 2.38%）の賃上げ回答となり、一時金も含めて昨年より伸びは縮小したものの、引き続き民間給与水準は改善されています（厚生労働省・全国）。また、「毎月勤労統計調査」（総務省統計局）によれば、本年4月の所定内給与は昨年同月比 0.4%の増加となっています。一方、県内経済情勢は、海外景気の下振れや為替の動向のほか、労働力不足による供給制約などにより、緩やかな回復の動きに足踏みがみられるとされています（東海財務局津財務事務所）。

このような状況の中、人事院は3年連続で月例給及び特別給の引上げを勧告したところですが、本委員会は、民間給与との較差に基づき、月例給については医師等に係る初任給調整手当を除いて据え置き、特別給については引上げ改定を行うこととしました。

職員におかれては、行政需要が増大し、複雑化する中で、厳しい財政状況に対応した効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、高い士気を持って諸課題に取り組み、法令等を遵守し、公正・誠実に職務を遂行することで、より一層県民の信頼に応えていくことを期待します。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が果たしている役割に対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を実施されるよう要請します。

別表第1 各年度における扶養手当の手当額

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
配偶者	行政 7 級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政 8 級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政 9 級以上		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
父母等	行政 7 級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政 8 級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政 9 級以上		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政」とは、行政職給料表を指す。

2 「行政 7 級以下」、「行政 8 級」、「行政 9 級以上」には、これらに相当する職務の級を含む。

3 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成 28 年度は 11,000 円、平成 29 年度は子 10,000 円・父母等 9,000 円、平成 30 年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例(昭和29年三重県条例第67号)、公立学校職員の給与に関する条例(昭和30年三重県条例第10号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年三重県条例第72号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年三重県条例第61号)を改正することを勧告する。

I 平成28年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

(2) 勤勉手当

ア 平成28年12月期の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分(再任用職員にあっては、0.425月分)とすること。

(イ) 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分(再任用職員にあっては、0.525月分)とすること。

(ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分

(再任用職員にあっては、それぞれ0.4月分) とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分) とすること。

(ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

期末手当

(1) 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(2) 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

II 給与制度改革のための職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

1 扶養手当

- (1) 子に係る手当の月額(扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第12条第4項又は公立学校職員の給与に関する条例第15条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき10,000円とし、配偶者に係る手当の月額を6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則又は人事委員会及び教育委員会が合同で定める規則(以下「規則」という。)で定める職員((2)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)

とすること。

(2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円とすること。

(3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止すること。

(4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

2 初任給調整手当

獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則に定めるものに新たに採用された職員に対し、月額 30,000 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 12 年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、Ⅰの 1 の (2) のア及び 2 の (1) については、平成 28 年 12 月 1 日から、Ⅰの 1 の (2) のイ及び 2 の (2) 並びにⅡについては平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。

2 扶養手当の月額等の特例措置

(1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの 1 の (1) 中「10,000 円」とあるのは「8,000 円」と、「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるも

の及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則又は人事委員会及び教育委員会が合同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員（（2）において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「10,000円」とし、Ⅱの1の（2）中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの1の（3）中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては10,000円とし、子以外の扶養親族にあつては9,000円とする」とし、Ⅱの1の（4）中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

（2）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの1の（1）中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則又は人事委員会及び教育委員会が合同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員（（2）において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの1の（2）中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの1の（4）中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

（3）平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの1の（4）中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

参 考 资 料

目 次

I 職員給与関係資料

平成28年人事統計調査の概要	25
第 1 表 総括表	27
第 2 表 給料表別、部局別職員数	28
第 3 表 給料表別、部局別平均給与月額	29
第 4 表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	30
第 5 表 給料表別、級別、号給別職員数	32
第 6 表 給料表別、級別、年齢別職員数	67
第 7 表 給料表別、級別、学歴別職員数	80
第 8 表 扶養の状況	82
その 1 扶養親族数別職員数	82
その 2 扶養親族数	82
その 3 扶養手当の状況	83
第 9 表 住居手当の状況	84
第 10 表 通勤手当の状況	85

II 民間給与関係資料

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	87
第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数	88
第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	89
第 13 表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	90
その 1 公民給与比較の職種	90
(1) 規模計	90
(2) 規模500人以上	93
(3) 規模100人以上500人未満	96
(4) 規模100人未満	99
参 考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	102
その 2 その他の職種	103
第 14 表 初任給の改定状況	104
第 15 表 扶養（家族）手当の支給状況	104
第 16 表 特別給の支給状況	105
第 17 表 給与改定の状況	105
第 18 表 定期昇給の実施状況	105
第 19 表 定期昇給制度の状況	106
第 20 表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	106

Ⅲ 生計費関係資料

平成28年4月の標準生計費算定方法	108
第 21 表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年4月）	109
その 1 津市	109
その 2 全国	109
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	109

Ⅳ 労働経済関係資料

第 22 表 労働経済指標	110
---------------	-----

Ⅴ 経年統計資料

第 23 表 部局別、給料表別職員数の状況	112
第 24 表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	114

I 職員給与関係資料

- 1 各種委員会事務局とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会事務局、県立学校をいう。

平成28年人事統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2 調査の時期

平成28年4月1日

3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で平成28年4月1日に在職する者

4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1箇月当たりの運賃等の月額及び家賃・間代の額等

5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、中小学校等において調査表を作成した。

6 調査結果の概要

この参考資料第1表から第10表までのとおりである。

第1表 総括表

給料表		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
区分												
職 員 数	男	3,565 人 72.1 %	2,766 91.6	179 81.4	29 82.9	87 51.5	13 10.7	2,197 61.7	3,989 46.1	— —	2 100.0	12,827 61.9
	女	1,381 人 27.9 %	254 8.4	41 18.6	6 17.1	82 48.5	108 89.3	1,363 38.3	4,664 53.9	2 100.0	— —	7,901 38.1
	計	4,946 人 100.0 %	3,020 100.0	220 100.0	35 100.0	169 100.0	121 100.0	3,560 100.0	8,653 100.0	2 100.0	2 100.0	20,728 100.0
学 歴 構 成	大学	3,452 人 69.8 %	1,801 59.6	210 95.5	35 100.0	139 82.2	49 40.5	3,436 96.5	8,167 94.4	1 50.0	2 100.0	17,292 83.4
	短大	422 人 8.5 %	137 4.5	10 4.5	— —	30 17.8	69 57.0	79 2.2	486 5.6	1 50.0	— —	1,234 6.0
	高校	1,070 人 21.6 %	1,077 35.7	— —	— —	— —	3 2.5	45 1.3	— —	— —	— —	2,195 10.6
	中学	2 人 0.1 %	5 0.2	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	7 0.0
平均年齢	43.2 歳	37.7	42.5	43.9	41.6	44.1	44.8	43.2	49.5	49.0	42.7	
平均経験年数	21.6 年	16.6	19.4	18.2	17.9	20.9	22.1	20.8	28.5	—	20.5	
平均扶養親族数	2.1 人	2.2	2.1	2.1	1.9	2.3	2.0	2.0	—	—	2.1	
平均給与月額	給料	348,423 円	325,959	384,210	454,812	358,208	352,681	394,582	374,417	375,623	545,000	364,615
	扶養手当	10,276 円	12,089	11,641	11,971	7,104	4,421	9,369	6,805	—	—	8,891
	地域手当	16,868 円	15,431	18,023	80,542	16,747	16,267	18,326	17,444	16,903	24,525	17,265
	管理職手当	8,751 円	2,707	4,673	36,603	6,853	4,393	2,876	6,375	—	—	5,830
	その他	5,358 円	8,528	7,059	295,597	6,550	3,000	5,818	4,957	13,500	—	6,236
	計	389,676 円	364,714	425,606	879,525	395,462	380,762	430,971	409,998	406,026	569,525	402,837

- (注) 1 再任用職員は含まない。(第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第24表において同じ。)
- 2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。
- 3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第4表及び第24表において同じ。)
- 4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)
- 5 給料には次の額を含む。(第3表、第4表及び第24表において同じ。)
- ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年三重県条例第10号)附則第8項から第10項まで及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年三重県条例第32号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額
 - ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年三重県条例第6号)附則第4項から第6項まで及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年三重県条例第28号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額
 - ・給料の調整額
 - ・教職調整額
- 6 その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第3表において同じ。)

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

区分	給料表	行	公	研	医	医	医	高	中	学	特	計	現	合
		政	安	究	療	療	療	校	小	校	定			
		職	職	職	職	職	職	等	校	校	任		職	
					(一)	(二)	(三)	教	教	養	期		員	
								育	育	職	付			
								職	職	員	職			
知事部局		3,532		203	35	169	121				2	4,062	231	4,293
警察		335	3,020	17								3,372	8	3,380
教育委員会	事務局	267										267		267
	県立校	314						3,560		1		3,875	67	3,942
	市町立校	415							8,653	1		9,069		9,069
議会		35										35	3	38
選挙管理委員会		5										5		5
監査委員		21										21		21
人事委員会		12										12		12
労働委員会		8										8		8
海区漁業調整委員会		2										2		2
計		4,946	3,020	220	35	169	121	3,560	8,653	2	2	20,728	309	21,037
企業庁		182										182	2	184
病院事業庁		47			17	30	160					254	10	264
合計		5,175	3,020	220	52	199	281	3,560	8,653	2	2	21,164	321	21,485

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

(単位 職員数：人、金額：円)

給料表	区分	職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	計	
	部局								
行政職	知事部局	3,532	349,498	11,293	17,139	9,958	5,780	393,668	
	各種委員会事務局	350	372,991	12,469	17,960	11,281	3,799	418,500	
	警察	335	330,406	6,407	15,274	2,620	3,383	358,090	
	小計	4,217	349,931	11,003	17,059	9,485	5,425	392,903	
	県立学校	314	356,399	8,237	16,879	10,451	4,330	396,296	
	市町立学校	415	327,063	4,436	14,917	—	5,446	351,862	
	計	4,946	348,423	10,276	16,868	8,751	5,358	389,676	
公安職	警察	3,020	325,959	12,089	15,431	2,707	8,528	364,714	
研究職	知事部局	203	387,308	11,751	18,173	4,788	6,604	428,624	
	各種委員会事務局	—	—	—	—	—	—	—	
	警察	17	347,214	10,324	16,237	3,303	12,488	389,566	
	計	220	384,210	11,641	18,023	4,673	7,059	425,606	
医療職(一)	知事部局	35	454,812	11,971	80,542	36,603	295,597	879,525	
医療職(二)	知事部局	169	358,208	7,104	16,747	6,853	6,550	395,462	
医療職(三)	知事部局	121	352,681	4,421	16,267	4,393	3,000	380,762	
高校等教育職	高校	2,741	390,726	9,986	18,195	3,082	6,124	428,113	
	特別支援学校	819	407,486	7,303	18,763	2,185	4,795	440,532	
	計	3,560	394,582	9,369	18,326	2,876	5,818	430,971	
中小校教育職	中学校	3,054	373,790	8,106	17,436	5,422	5,963	410,717	
	小学校	5,599	374,759	6,095	17,448	6,894	4,408	409,604	
	計	8,653	374,417	6,805	17,444	6,375	4,957	409,998	
学校栄養職員	県立・市町立学校	2	375,623	—	16,903	—	13,500	406,026	
特定任期付職員	知事部局	2	545,000	—	24,525	—	—	569,525	
合計		20,728	364,615	8,891	17,265	5,830	6,236	402,837	
行政職	企業庁	182	350,234	12,978	17,147	10,155	3,838	394,352	
	病院事業庁		47	350,804	10,255	16,665	9,289	4,543	391,556
		医療職(一)	17	440,388	16,176	84,349	33,935	380,494	955,342
		医療職(二)	30	353,087	8,950	16,373	1,809	5,183	385,402
		医療職(三)	160	331,134	8,322	15,318	955	4,838	360,567
現業職	知事部局等	309	362,768	12,335	16,879	—	2,566	394,548	
	企業庁	2	386,050	13,000	17,957	—	—	417,007	
	病院事業庁	10	367,160	9,450	16,947	—	8,350	401,907	
総計		21,485	364,234	8,980	17,295	5,768	6,443	402,720	

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
	級			
行 政	1	192,452 円	23.4 歳	1.8 年
	2	228,878	27.5	5.5
	3	291,966	36.0	14.1
	4	368,002	44.4	23.0
	5	393,601	48.8	27.2
	6	413,832	54.5	33.2
	7	440,586	56.0	33.3
	8	467,900	55.8	33.2
	9	513,086	56.8	34.6
	10	824,000	60.0	37.0
職 公	計	348,423	43.2	21.6
安	1	203,944	21.4	1.5
	2	251,755	27.5	6.2
	3	297,479	34.3	12.6
	4	366,208	42.9	22.1
	5	413,546	49.5	28.8
	6	429,087	50.8	30.4
	7	442,270	53.3	32.5
	8	459,484	55.2	34.7
	9	478,409	57.4	37.2
職 研	計	325,959	37.7	16.6
究	1	—	—	—
	2	264,129	28.7	5.7
	3	366,086	39.5	16.1
	4	420,130	45.7	22.6
	5	461,326	52.5	29.6
職	計	384,210	42.5	19.4
医 療 職 (一)	1	313,229	28.7	4.7
	2	401,082	35.9	10.2
	3	508,017	48.8	23.3
	4	569,620	59.0	32.1
	計	454,812	43.9	18.2
医 療 職 (二)	1	—	—	—
	2	221,888	26.2	2.1
	3	264,068	31.7	6.5
	4	348,285	41.1	17.3
	5	397,607	44.5	21.9
	6	445,191	51.1	28.0
計	358,208	41.6	17.9	
医 療 職 (三)	1	—	—	—
	2	234,727	26.3	4.3
	3	284,778	40.1	10.6
	4	325,330	42.1	17.8
	5	375,949	47.2	25.0
	6	436,644	54.3	31.5
計	352,681	44.1	20.9	
高 校 等 教 育 職	1	280,415	33.8	10.9
	2	393,421	44.6	21.9
	特2	448,671	49.8	27.3
	3	459,874	52.6	29.8
	4	482,987	56.2	33.3
	計	394,582	44.8	22.1
中 小 学 校 教 育 職	1	—	—	—
	2	364,214	41.4	19.0
	特2	427,343	48.1	25.8
	3	434,912	53.8	31.3
	4	451,433	57.0	34.5
計	374,417	43.2	20.8	
学 校 栄 養 職 員	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	375,623	49.5	28.5
	5	—	—	—
計	375,623	49.5	28.5	
特定任期付職員		545,000	49.0	—
合	計	364,615	42.7	20.5

給料表		区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数				
		級							
行	業	1	189,656	22.8	2.6				
		2	228,977	27.3	5.2				
		3	291,867	35.5	15.1				
		4	363,996	42.6	21.8				
		5	393,891	48.9	27.8				
		6	414,302	53.3	31.7				
		7	439,696	55.6	32.6				
		8	470,150	58.5	36.0				
		9	—	—	—				
		10	—	—	—				
政	庁	計	350,234	42.9	21.8				
		職	病	1	207,150	26.5	0.5		
				2	237,867	28.7	6.3		
				3	290,180	37.5	13.9		
				4	363,523	44.1	21.8		
				5	391,564	49.0	26.0		
				6	415,397	55.8	30.4		
				7	441,700	54.5	32.0		
				8	464,700	55.0	33.0		
				9	—	—	—		
10	—			—	—				
医療職(一)	院	計	350,804	44.0	20.8				
		事	業	1	323,325	33.3	3.3		
				2	410,950	37.2	12.5		
				3	504,300	49.7	22.3		
				4	553,675	52.3	26.5		
				計	440,388	42.0	15.4		
				医療職(二)	業	1	—	—	—
						2	199,800	23.0	1.0
						3	273,418	33.8	10.9
						4	336,675	38.5	17.0
5	398,175					45.0	22.3		
6	444,580	51.7	29.9						
計	353,087	41.5	19.2						
医療職(三)	庁	1	—	—	—				
		2	258,584	35.8	3.7				
		3	278,361	37.3	9.7				
		4	326,370	43.0	18.3				
		5	376,235	48.4	24.0				
		6	425,884	51.9	27.6				
		計	331,134	43.2	16.9				
現業職員	知事部局等	1	226,700	35.0	14.0				
		2	233,600	30.8	11.6				
		3	354,985	47.2	27.7				
		4	393,280	56.9	37.0				
		計	362,768	49.4	29.9				
	企業庁	1	—	—	—				
		2	—	—	—				
		3	376,600	54.0	34.0				
		4	395,500	56.0	37.0				
		計	386,050	55.0	35.5				
	病院事業庁	1	—	—	—				
		2	—	—	—				
		3	350,183	47.2	26.7				
		4	392,625	57.3	36.5				
		計	367,160	51.2	30.6				
総計			364,234	42.8	20.7				

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位 人）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5			3							
6			1							
7		3	2							
8										
9	10	10	2							
10			2							
11		16	8							
12		4	4							
13	10	52	6							
14		7	9							
15	1	20	16					1	1	
16		12	7			1			1	
17	12	52	36						4	
18		12	11						3	
19	1	21	21						1	
20		5	4							
21	6	63	30			1			3	
22		10	13	1				1	3	
23	1	21	14			2		1		
24		5	8			1				
25	8	57	37	1					1	
26		14	10					1	1	
27	20	13	18			1	1	1		
28	1	2	10			1		1	2	
29	75	29	40	3						
30			17	2				1		
31	16	2	15	3			1	4		
32			6	3			11			
33	53	5	28	2			2	3	1	
34	8	2	10	4			12	2		
35	15	1	11	3	1		10	3		
36	3		5	8			6	5		
37	59	1	34	5			9	1		
38	11		5	5			10	3		
39	7		7	14			3	3		
40	2	1	7	16				1		
41	8	1	9	17			7	4		
42	1		9	8			8			
43	1		32	24			2			
44	1		7	11			8			
45	4	2	17	31			4	7		
46			6	11	1		3			
47	1		24	26			6			
48			14	11	1		8			
49	2		23	33			4			
50			10	21		2	5			
51		1	22	34	1	3	4			
52		1	15	17	1		1			
53	2		16	64	4	7	3			
54	1		3	19	7	1	1			
55			13	51	5	6				
56			3	18	6	3	1			
57	1		8	48	9	5	2			
58	1		2	26	16	25				
59			3	41	22	65	1			
60			2	22	29	26	3			
61	1		4	36	22	23	15			
62				19	9	5				
63			2	49	18	13				
64			6	30	19	4				

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				1	50	73	26				
66				4	15	11	34				
67				2	40	25	100				
68				4	7	24	13				
69				1	31	97	22				
70				1	7	16	19				
71				2	7	25	13				
72					9	60	9				
73					14	48	17				
74				2	10	21	13				
75				2	15	39	17				
76				2	7	14	6				
77				4	9	16	8				
78				2	3	20	13				
79				1	6	97	134				
80					7	41	21				
81				2	9	30	17				
82				3	4	56	4				
83					6	66	23				
84				1	2	21	5				
85				3	10	39	26				
86				2		78					
87				3	4	28					
88				1	7	8					
89				1	7	4					
90					6	44					
91				1	4	10					
92				2	5	3					
93					133	71					
94											
95											
96											
97											
98				1							
99				3							
100											
101											
102											
103				2							
104				2							
105				1							
106				1							
107											
108				1							
109											
110				1							
111				1							
112				1							
113				12							
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											1
特											1
計		343	445	780	1,171	1,256	735	151	43	21	1
										合計	4,946

(注)各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4								1	
5									
6									
7	36								
8							1		
9	1								
10									
11									
12									
13	28								
14									
15	5								
16									
17	20		2	1					
18			1						
19	13	3	1	1					
20	1								
21	68	48	4	3	1				
22	1								
23	11	15	5	1	1		1		
24		2		1					
25	20	49	8						
26		5	1						
27	2	17	6	1					
28	1	3			2				
29	7	34	4	6					
30	3	3	2	4					
31		23	10	7					
32	1	9	1		3				2
33	1	29	8	4	2				
34	3	5		1					
35		32	13	7	1				1
36		7	1	4	2				2
37	6	31	7	6	1				
38		7	2	2	1				
39		33	10	3	2				
40		6	1	2	1				2
41	2	35	11	12	6				
42		12	9	4	1				1
43	1	21	22	7	2				
44	1	5	7	11	2	2			1
45	1	32	24	10	4				2
46		9	11	7	1			1	
47		33	21	2	1	1			
48		6	12	9	1				1
49	1	27	28	12	5	1		2	
50		11	22	8	3			2	
51		20	21	11	6	1			
52		8	14	11	3	3		2	
53		18	20	10	4	1	3		
54		10	15	8	6				
55		14	24	11	4		1	1	
56		2	14	15	5	1	2		
57		6	29	12	3	3		2	
58		4	22	17	4	1		2	
59		2	17	15	3	1	4	2	
60		1	19	14	6		1	1	
61		2	16	5	7		6	23	
62		1	14	9	3	1	4		
63		1	13	18	7	1	2		
64			16	9	5	2	3		
65		2	12	13	4	2	2		
66			12	11	2	1	3		
67		1	12	9	5	1	3		
68		1	13	13	5	1	1		
69		1	11	9	7	2	2		
70			8	7	2	1	1		
71		1	10	8	6		3		
72			5	7	4	3	1		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73			1	10	8	6	2			
74				7	7	5	1	1		
75			1	6	3	10		2		
76				7	11	7	1	2		
77					8	9	1			
78				6	9	8		1		
79				2	9	4	3	4		
80				6	9	4				
81				1	9	8	2			
82			1	1	8	4	3	3		
83				3	12	6	5	3		
84				2	8	6	3			
85				1	17	4	6	6		
86				1	5	7	4			
87				4	4	7	19			
88				4	4	13	1			
89				2	12	10	5			
90				2	4	7	4			
91				1	5	5	3			
92					8	4				
93					10	155	26			
94				3	5					
95					2					
96				2	7					
97				2	5					
98					2					
99				1	4					
100				1	2					
101				2	3					
102					4					
103				3	1					
104				3	5					
105				2	5					
106				2	2					
107					2					
108				1	3					
109					3					
110				1	7					
111				1	7					
112				3	4					
113				1	6					
114					2					
115					8					
116				1	10					
117				1	9					
118					6					
119					7					
120					14					
121					7					
122					3					
123					5					
124					9					
125					72					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		234	650	687	779	433	120	66	40	11
								合計		3.020

研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13		3			
14					
15					
16					
17		1	1		
18		2			
19					
20					
21		6	3		
22			1		
23					
24			2		
25		7	2		
26		2			
27			1		1
28					2
29		7	2		
30		1			1
31					3
32			1		4
33		2	3		3
34			2		1
35		2			3
36			1		
37		2	1		1
38		1	1	1	4
39		1	1		1
40				1	3
41		1	1		
42		1	3		2
43		2	2	3	9
44			2	2	4
45				3	1
46					3
47			3	2	3
48			3		
49		2	2	3	3
50		1		3	5
51		1	3		6
52			5		5
53		1	2	1	3
54		1	1		1
55		1	1		
56			1	3	2
57				3	5
58			2	1	
59					
60					

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
61				2	1	
62						
63				3		
64				2		
65						
66						
67				2		
68						
69						
70						
71						
72						
73				2		
74						
75						
76						
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計			49	65	27	79
					合計	220

医療職給料表（一）

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

給号 \ 級	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9		3		
10				
11				
12				
13	2	1		
14				
15				
16				
17	1	1		
18				
19		1		
20				
21	2			
22				
23			1	
24				
25	2	1		
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34		1		
35				
36				
37				
38		1		
39			1	1
40				
41				1
42				
43				
44				
45				
46				
47		1		
48			1	

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
49				
50				
51				
52				
53				
54				1
55				
56				1
57				
58				1
59		1		1
60				
61				
62				
63			1	
64				1
65				4
66				
67				
68				
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84			1	
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	11	6	11
			合計	35

医療職給料表（二）

（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1	1		
12						
13			1			
14				1		
15						
16						
17		6	1	1		
18						
19			2	1		
20		1				
21		1	3			
22		3		2		
23			2	1		1
24		1	3			
25		1	3	1		1
26		2	2			2
27			1	2		
28						2
29			1	2		2
30		1	1			2
31				1	1	
32				3		
33			1	2		2
34			2	2	2	4
35		1	2		2	2
36			3	1	2	3
37				2	2	
38			2	2	1	
39			2			3
40				1	1	
41			3	1	1	1
42				1	1	
43						3
44			1			2
45				2		1
46				1	1	
47				1	1	2
48						1
49				1		1
50				1		2
51						1
52						
53						26
54						
55						
56				1		

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		17	37	36	15	64
					合計	169

医療職給料表（三）

（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9				1		
10						
11						
12						
13		4				
14						
15						
16						
17		3				
18						
19						
20						
21		3				
22						
23						
24						
25		3				
26						
27		1			1	
28		1				
29		3	1		2	
30						
31				1		
32			1			
33		2				
34						
35						
36			2	1	1	
37				1		
38						
39						
40				1		
41			2	3	1	
42		1			2	
43				1		1
44				1	2	
45				1		
46				2	1	
47			1	2		
48						
49				1		3
50					2	
51					1	
52					1	1
53					1	1
54			1	1		1
55				1		
56						
57					1	
58					1	1
59				2		
60						1
61						1
62						1
63				1	1	1
64						2
65						1
66					1	1
67						1
68						
69						18
70					1	
71					2	
72						
73						
74					3	
75						
76						
77					1	
78						
79						
80						
81					1	
82						
83						
84						

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85						2	
86						1	
87						3	
88							
89							
90							
91							
92						1	
93						1	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106			1				
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計			22	9	20	35	35
						合計	121

高等学校等教育職給料表
 (高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5			9			
6						
7						
8						
9			25			
10						
11			1			
12						
13			37			
14						
15			5			
16			2			
17			40			
18						
19			6			
20			1			
21			46			
22			1			
23			5			
24			1			
25		1	60			
26			2			
27			15			
28			4			1
29		4	41			
30			4			2
31			8			3
32			7			2
33		1	34			2
34			8			5
35		3	11			4
36			10			5
37		1	43			3
38			3			6
39			9			2
40			4			
41		3	29			2
42		1	6			4
43		1	11			2
44			9			5
45		2	24			22
46			6			
47			10			
48			11			
49		6	24			
50			8			
51		2	20			
52		2	7			
53		3	28			
54		2	10			
55		1	10			
56			4		2	
57		1	17		3	
58		2	8			
59		1	20		2	
60			19		4	
61		4	23		4	
62			15		2	
63		1	22		3	
64			12		5	
65		1	29		1	
66		1	13		5	
67			18		8	
68		3	7		11	
69			22		4	
70			7		8	
71			28		2	
72			18		5	
73		2	19		7	
74			20		2	
75		3	31		2	
76		2	13		6	

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
77		1	21		2	
78		2	12		2	
79		1	21	2	3	
80		1	8			
81		1	20			
82			22		1	
83			23			
84		1	17		3	
85		1	12		2	
86		1	15	2		
87		2	33			
88		1	19			
89		1	25	1		
90			22	1		
91			45	1		
92		1	19	1		
93		3	32			
94			18	1		
95		1	19	1		
96			19	1		
97		3	29	1		
98			11			
99		2	25			
100			16			
101			17			
102			13			
103			52			
104			24			
105			22			
106		1	21			
107			35			
108			14			
109			25			
110		1	15			
111			37			
112			26			
113			19			
114			23			
115			23			
116			42			
117		1	33			
118			24			
119			29			
120			55			
121			58			
122			50			
123		1	69			
124			41			
125			100			
126			40			
127			74			
128			88			
129			68			
130			60			
131			76			
132			84			
133			85			
134			58			
135			99			
136			47			
137			33			
138			31			
139			32			
140			7			
141			15			
142			4			
143			3			
144						
145		1	2			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153		1				
計		83	3,296	12	99	70
					合計	3,560

中学校・小学校教育職給料表
 (中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17			142			
18						
19			1			
20						
21			178			4
22						13
23			18			18
24			3			30
25			165			16
26			1			31
27			15			23
28			2			21
29			209			18
30			2			24
31			21			20
32			8			21
33			185			16
34			2			20
35			27			22
36			9			25
37			213			17
38			3			20
39			35	1		10
40			11			13
41			122			18
42			10			13
43			32			20
44			20			15
45			136			72
46			13			
47			26			
48			18			
49			120			
50			9			
51			32			
52			19			
53			95			
54			27			
55			28			
56			22			
57			91			
58			29			
59			33			
60			30			
61			97			
62			18			
63			43	1		
64			23			
65			69	1		
66			26			
67			43			
68			21			
69			53	1		
70			24			
71			53	1		
72			26			3
73			62	3		1
74			32	1		8
75			64	1		4
76			36	1		12
77			50			66
78			26	1		12
79			44	2		13
80			37			43

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
81			50	1	22	
82			31		31	
83			68	2	34	
84			30	2	38	
85			36	2	26	
86			27	2	35	
87			53	3	31	
88			27	3	25	
89			22	2	31	
90			26	2	24	
91			27	2	17	
92			27	1	22	
93			39	6	15	
94			30	10	5	
95			47	6	6	
96			18	3	6	
97			46	6	3	
98			30	2	3	
99			58	2	1	
100			26	1	3	
101			44		3	
102			25			
103			31			
104			18			
105			34			
106			20			
107			43			
108			27			
109			60			
110			23			
111			52			
112			19			
113			38			
114			21			
115			60			
116			27			
117			50			
118			38			
119			61			
120			34			
121			48			
122			46			
123			78			
124			42			
125			77			
126			50			
127			46			
128			69			
129			69			
130			66			
131			76			
132			96			
133			98			
134			98			
135			105			
136			95			
137			122			
138			99			
139			120			
140			136			
141			118			
142			109			
143			116			
144			156			
145			168			
146			122			
147			134			
148			147			
149			111			
150			71			
151			69			
152			28			
153			16			
154			11			
155			26			
156			8			
157			20			
計			7,518	72	543	520
					合計	8,653

学校栄養職員給料表
 (中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36				1	
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85				1	
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計				2	
				合計	2

特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号給	
1	
2	
3	1
4	
5	1
6	
7	
計	2

行政職給料表（企業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13			2	1							
14				1							
15				1							
16			1								
17	1		3	1							
18											
19				2							
20				1							
21	1		2								
22			1								
23			1								
24											
25	1		2	2							
26											
27				3							
28											
29	3			1							
30				1							
31				1							
32								1			
33				1							
34		1						1			
35				1				1			
36				1					1		
37	1			1				1			
38					1						
39	1							1			
40					1				1		
41				1							
42					1						
43				4							
44					1						
45	1			1	6						
46				1	1			1			
47				3	3			1			
48				1							
49				1	2						
50						1					
51					1			1			
52				1	1						
53				4							
54					1						
55				1	3						
56											
57					4						
58					1		1	1			
59					1		2				
60					1						
61					1		2				
62							1				
63					1	2					
64											

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65						3	2				
66					2	1	1				
67					1		2				
68					1	1	2				
69					4	4	1				
70							2				
71					1	1					
72					1	2					
73						2	1				
74					2		2				
75					2	1	1				
76						1	1				
77						1					
78						2	1				
79						4	1				
80						2					
81						1	1				
82						1					
83						2					
84						1					
85						1					
86						4					
87						4					
88											
89											
90						2					
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		9	13	36	45	44	24	9	2		
										合計	182

行政職給料表（病院事業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19			1								
20											
21											
22				2							
23				1							
24											
25			1	1							
26				1							
27											
28											
29		1									
30									1		
31											
32											
33				1							
34					1						
35			1	1							
36											
37											
38											
39								1			
40											
41				1							
42											
43											
44					1						
45					1						
46											
47											
48								1			
49					1						
50											
51											
52											
53					2						
54					1						
55											
56						2					
57		1			1						
58											
59					1						
60						1					
61											
62											
63					1						
64					1						

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65						1					
66						1	1				
67							1				
68											
69			1				1				
70											
71											
72											
73						1					
74											
75					1						
76											
77											
78											
79						1	2				
80											
81											
82											
83						1					
84											
85											
86						1					
87						2					
88					1						
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99			1								
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		2	3	10	13	11	5	2	1		
										合計	47

医療職給料表（一）（病院事業庁）

給 号	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	1	2		
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25	2	1		
26				
27				
28		1		
29				
30				
31				
32				
33				1
34				
35		1		1
36			1	
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44		1		
45			1	
46				
47				
48				1

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				1
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66			1	
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	4	6	3	4
			合計	17

医療職給料表（二）（病院事業庁）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		1				
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16				1		
17						
18						
19						
20						
21			2			
22						
23						
24						
25						
26						
27				1		
28			1			
29						
30			1			
31					1	
32			2			
33				2		2
34						1
35						1
36						
37			1			
38						
39					2	1
40						
41			1			
42						1
43						
44						
45			1			
46					1	
47						
48			1			
49						
50			1			
51						
52						
53						4
54						
55						
56						

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		1	11	4	4	10
					合計	30

医療職給料表（三）（病院事業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15			1				
16							
17				1		1	
18			1	1			
19				1			
20				1			
21			1			1	
22				2			
23							
24			1	1			
25				3			
26			1	4			
27				2			
28							
29			2	2	1		
30				1	1		
31					1		
32					2		
33			2	3		1	
34					2		
35			1	1	1	1	
36				2	1		1
37			2	2			
38				2	3		
39				1		2	
40				3	2	1	
41					2	1	1
42			2				
43					2		
44					2	2	
45					1	2	1
46						1	2
47							
48						1	1
49			1			1	1
50				2			
51					2	2	1
52							
53			2				1
54			1			1	
55						1	1
56					1		1
57			1		2	2	
58						1	
59						1	
60						2	
61			1			4	
62							
63						2	
64						1	
65			1			1	
66			1				1
67						1	
68						1	2
69							2
70						1	
71							
72							
73							
74					1	1	
75						2	
76						1	
77				1		1	
78						1	
79						2	
80							
81			1			1	
82						1	
83			1				
84							

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85						1	
86							
87							
88							
89							
90						1	
91						1	
92					1	1	
93						2	
94			1		1		
95							
96					1		
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113					1		
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計			25	36	31	52	16
						合計	160

現業職員給料表（知事部局等）

号給	級	1級	2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15				2	
16					
17				1	
18					
19					
20			1		
21				1	
22					
23					
24			1		
25					
26					
27				1	
28			1	1	
29					
30				1	
31					
32					
33					
34					
35				1	
36			1		
37					
38					
39					
40				3	
41					
42					
43				1	
44					
45				1	
46					
47					
48					
49					
50				2	
51				2	
52			1		
53					
54				2	
55				1	
56					
57					
58				1	
59				3	
60					
61				1	
62				1	
63		1		2	
64				1	
65				1	
66				1	
67				1	
68				1	
69				1	
70				5	
71				4	
72				3	1

号給	級	1級	2級	3級	4級
73				3	
74				1	
75				2	
76				11	
77				5	
78				5	
79				2	1
80				4	1
81				1	1
82				3	2
83				3	1
84				4	4
85				6	
86				2	1
87					1
88				1	7
89				4	5
90				9	5
91				2	1
92				3	2
93				7	4
94				5	3
95				9	2
96				4	6
97				3	3
98				5	
99				5	3
100				3	1
101				9	3
102				3	2
103				8	1
104				3	4
105				4	4
106				2	4
107				7	5
108				2	2
109				1	2
110				2	
111				6	
112				2	
113					
114				4	
115				1	
116				1	
117				1	
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127				1	
128					
129					
130				1	
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137				5	
計		1	5	221	82
				合計	309

現業職員給料表（企業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					

号給	級	1級	2級	3級	4級
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					1
106					
107					
108					
109					
110				1	
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計				1	1
				合 計	2

現業職員給料表 (病院事業庁)

号給	級	1級	2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29				1	
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					

号給	級	1級	2級	3級	4級
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					1
84					
85					
86				1	1
87				1	
88					1
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96				1	
97				1	
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					1
110					
111				1	
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計				6	4
				合 計	10

再任用職員

フルタイム勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	71		1		70							
公安職	7				1		6					
研究職	1				1							
医療職（一）	—											
医療職（二）	1					1						
医療職（三）	2				1		1					
高等学校等教育職	100	17	83									
中学校・小学校教育職	66		66									
学校栄養職員	—											
合計	248											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	1				1							
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	2				2							
現業職員（知事部局等）	34				34							
現業職員（企業庁）	—											
現業職員（病院事業庁）	—											

総計	286
----	-----

短時間勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	81		2		79							
公安職	23					2	18	2	1			
研究職	7				7							
医療職（一）	—											
医療職（二）	14					14						
医療職（三）	1						1					
高等学校等教育職	95	4	91									
中学校・小学校教育職	151		151									
学校栄養職員	—											
合計	372											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	1					1						
医療職（三）（病院事業庁）	—											
現業職員（知事部局等）	3				3							
現業職員（企業庁）	—											
現業職員（病院事業庁）	—											

総計	377
----	-----

（注）該当人員0の級は空欄とした。

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数
行政職給料表

(単位 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	8										8
19	10										10
20	11										11
21	11										11
22	67										67
23	73										73
24	90										90
25	34	58									92
26	14	74									88
27	5	100									105
28	12	83									95
29	2	96									98
30	3	13	60								76
31	1	11	53								65
32		4	73								77
33	1	3	81			1					86
34	1		66			2					69
35			67			2					69
36		2	58								60
37			84			1					85
38		1	87	11			1	1			101
39			47	61							108
40			20	89	1						110
41			11	121		1	1				134
42			11	159							170
43			10	154	1						165
44			2	203	16			1	1		223
45			13	88	116			1			218
46			5	52	149						206
47			9	24	172						205
48			4	19	190	1					214
49			2	22	139	3					166
50			3	31	143	15					192
51			3	15	161	34	2				215
52				28	101	54	4				187
53			1	13	6	131	7				158
54			2	24	3	119	23	4			175
55			1	11	7	118	17	7	1		162
56			1	8	10	73	24	7	5		128
57			4	17	16	78	29	5	4		153
58			2	9	12	55	14	9	5		106
59				12	13	47	29	8	5		114
60										1	1
61~											
計	343	445	780	1, 171	1, 256	735	151	43	21	1	4, 946

公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	33									33
19	28									28
20	26									26
21	36									36
22	63									63
23	13	54								67
24	11	64								75
25	8	70	3							81
26	2	63	13							78
27	6	77	16							99
28	1	95	16	2						114
29	3	76	28	5						112
30	2	59	32	3						96
31	1	38	56	14						109
32	1	19	66	13				1		100
33		11	74	26			1			112
34		8	74	30	2					114
35		7	75	44	3					129
36		3	47	37	4					91
37		3	58	38	4					103
38		2	42	39	12					95
39			22	39	6	1				68
40			9	47	14	4	1			75
41		1	10	69	18	2				100
42			9	35	15	5				64
43			15	48	19	5				87
44			5	31	13	3				52
45			3	25	15	8	1			52
46			5	14	9	4	1			33
47			5	15	21	6	3			50
48			2	15	32	1	1			51
49			2	9	13	4	5			33
50				23	22	8				53
51				20	20	6	6	2		54
52				19	24	10	4	2		59
53				17	18	8	7	3		53
54				10	26	12	4	3	1	56
55				19	31	7	6	6		69
56				14	29	4	8	6	3	64
57				13	18	9	7	8	1	56
58				22	21	5	6	3	2	59
59				24	24	8	5	6	4	71
60										
61~										
計	234	650	687	779	433	120	66	40	11	3,020

研究職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24		2				2
25		3				3
26		6				6
27		8				8
28		9				9
29		3				3
30		4				4
31		3				3
32		6	1			7
33		3	2			5
34		2	4			6
35			2			2
36			2			2
37			3			3
38			8			8
39			6			6
40			10			10
41			8			8
42			7			7
43			8			8
44			2	9		11
45			1	5		6
46			1	1		2
47				10	1	11
48				1	12	13
49				1	7	8
50					4	4
51					7	7
52					10	10
53					7	7
54					7	7
55					7	7
56					7	7
57					3	3
58					5	5
59					2	2
60						
61~						
計		49	65	27	79	220

医療職給料表 (一)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27	1				1
28	2				2
29	2				2
30	2	1			3
31		2			2
32		1			1
33		1			1
34		1			1
35		1			1
36					
37					
38		1			1
39		1	1		2
40					
41					
42		1	1		2
43					
44					
45					
46				1	1
47					
48					
49					
50		1			1
51			1		1
52			1		1
53					
54			1	1	2
55			1		1
56					
57					
58				1	1
59				2	2
60				2	2
61~				4	4
計	7	11	6	11	35

医療職給料表（二）

年齢	級						計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		4					4
25		3					3
26		4	1				5
27		3	1				4
28			2				2
29		2	3				5
30			6				6
31		1	5				6
32			5				5
33			3				3
34			7				7
35			1				1
36			1	1			2
37			2	2			4
38				3			3
39				4			4
40				7			7
41				7			7
42				7			7
43				1	4		5
44				2	6	2	10
45					2	5	7
46					2	5	7
47						3	3
48				1		2	3
49						9	9
50					1	7	8
51						6	6
52						4	4
53						2	2
54						1	1
55						3	3
56						5	5
57						3	3
58				1		4	5
59						3	3
60							
61~							
計		17	37	36	15	64	169

医療職給料表（三）

年齢	級						計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61~							
計		22	9	20	35	35	121

高等学校等教育職給料表

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22	1	8				9
23	4	23				27
24		37				37
25	4	46				50
26	2	59				61
27	4	64				68
28	2	72				74
29	9	55				64
30	7	61				68
31	4	49				53
32	4	57				61
33	3	54				57
34	7	57				64
35	2	50				52
36	3	70				73
37	2	60				62
38	2	77				79
39	8	81				89
40	1	91				92
41	4	103				107
42	1	80				81
43	3	104				107
44		103	2			105
45	1	91				92
46	1	95	2			98
47		105	1	3		109
48		115		5		120
49	1	119		4		124
50		132	2	12		146
51	1	143	1	11	1	157
52		136	1	16	2	155
53	1	186		10	4	201
54		152		10	11	173
55		141	1	12	8	162
56		118	1	8	11	138
57		103	1	6	11	121
58	1	110		1	10	122
59		89		1	12	102
60						
61~						
計	83	3,296	12	99	70	3,560

中学校・小学校教育職給料表

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22		128				128
23		185				185
24		191				191
25		223				223
26		219				219
27		240				240
28		237				237
29		178				178
30		175				175
31		148				148
32		185				185
33		165				165
34		163				163
35		167	1			168
36		150				150
37		172				172
38		158				158
39		144				144
40		156				156
41		163	1			164
42		139				139
43		208	6			214
44		195	5			200
45		213	2			215
46		216	7			223
47		250	9	3		262
48		277	3	8		288
49		210	12	15		237
50		199	11	20	1	231
51		247	6	51	2	306
52		257	1	67	5	330
53		219	3	76	9	307
54		226	2	93	21	342
55		232	1	69	49	351
56		242	1	60	81	384
57		238		35	129	402
58		225	1	24	115	365
59		178		22	108	308
60						
61~						
計		7,518	72	543	520	8,653

学校栄養職員給料表

特定任期付職員

合 計

級 年齢	学校栄養職員給料表						特定任期付職員		合 計	
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	年齢		年 齢	人 員
18							18		18	41
19							19		19	38
20							20		20	37
21							21		21	47
22							22		22	270
23							23		23	356
24							24		24	401
25							25		25	455
26							26		26	461
27							27		27	528
28							28		28	534
29							29		29	462
30							30		30	429
31							31		31	387
32							32		32	436
33							33	1	33	430
34							34		34	424
35							35		35	423
36							36		36	378
37							37		37	432
38							38		38	449
39							39		39	424
40							40		40	454
41				1		1	41		41	526
42							42		42	475
43							43		43	591
44							44		44	605
45							45		45	593
46							46		46	573
47							47		47	642
48							48		48	697
49							49		49	579
50							50		50	640
51							51		51	752
52							52		52	752
53							53		53	731
54							54		54	759
55							55		55	761
56							56		56	732
57							57		57	745
58				1		1	58		58	666
59							59		59	605
60							60		60	3
61~							61~	1	61~	5
計				2		2	計	2	計	20,728

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20	1										1
21	1										1
22	3										3
23	1										1
24	1										1
25	1	2									3
26	1	2									3
27		4									4
28		3									3
29		1									1
30			2								2
31			2								2
32		1	2								3
33			3								3
34			5								5
35			2								2
36			1								1
37			8								8
38			7								7
39			4	3							7
40				7							7
41				6							6
42				7							7
43				6							6
44				5							5
45				5	3						8
46				6	2						8
47					9						9
48					6						6
49					8	1					9
50					3	1					4
51					4	3					7
52					9	4					13
53						6	1				7
54						4	1				5
55							3				3
56						2	2				4
57						2	1				3
58						1		1			2
59							1	1			2
60											
61～											
計	9	13	36	45	44	24	9	2			182

行政職給料表（病院事業庁）

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
18											
19											
20											
21											
22	1										1
23											
24											
25											
26											
27		1									1
28		1									1
29											
30											
31	1	1									2
32			1								1
33			2								2
34			1								1
35			1								1
36			1								1
37			2								2
38											
39				1							1
40				2							2
41											
42				4							4
43											
44			1	2							3
45					2						2
46				2	1						3
47											
48					3						3
49				1							1
50					1						1
51											
52					3	1					4
53					1						1
54			1				1				2
55						1	1	1			3
56						1					1
57				1							1
58						2					2
59											
60											
61~											
計	2	3	10	13	11	5	2	1			47

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 年齢	1級	2級	3級	4級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31	1				1
32	1				1
33	1				1
34		1			1
35		1			1
36					
37	1				1
38		2			2
39		2			2
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46			1	1	2
47					
48					
49					
50				1	1
51			1		1
52			1		1
53					
54					
55				1	1
56					
57					
58				1	1
59					
60					
61~					
計	4	6	3	4	17

医療職給料表（二）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					1
24							
25							
26							
27							
28							
29			1				1
30			1				1
31							
32			1				1
33							
34			3				3
35			3				3
36			1	1			2
37							
38			1				1
39				2			2
40				1			1
41							
42							
43							
44					3		3
45							
46						1	1
47						1	1
48					1	1	2
49						1	1
50						2	2
51							
52							
53						1	1
54							
55							
56							
57						1	1
58						1	1
59						1	1
60							
61~							
計		1	11	4	4	10	30

医療職給料表（三）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					1
24		2					2
25							
26		1					1
27		2					2
28			1				1
29		1					1
30		1	4				5
31			2				2
32		2	4				6
33			2				2
34		2	1				3
35		1	5	2			8
36			2	1			3
37		1	2	2			5
38		1	1	4			6
39		2		7			9
40		1	1	1	2		5
41		1	3	2	2		8
42		1	2		2		5
43				1	4		5
44		1	1	1	5		8
45			2	1	1		4
46		1		1	4		6
47				1	6		7
48		1			3	1	5
49					1	2	3
50					3	5	8
51		1		2	3		6
52		1			4	2	7
53				1	1	2	4
54					4	1	5
55			2	2	3		7
56			1		2	1	4
57				1		2	3
58					1		1
59				1	1		2
60							
61~							
計		25	36	31	52	16	160

現業職員給料表（知事部局等）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26		1			1
27		1			1
28		1			1
29					
30			2		2
31			1		1
32			1		1
33		1	1		2
34			1		1
35	1		1		2
36			1		1
37			1		1
38			1		1
39			6		6
40		1	7		8
41			6		6
42			11		11
43			13		13
44			12		12
45			15		15
46			19		19
47			16		16
48			10		10
49			8		8
50			13		13
51			24		24
52			15		15
53			14		14
54			13		13
55			2	18	20
56			3	15	18
57			2	21	23
58			1	15	16
59			1	13	14
60					
61～					
計	1	5	221	82	309

現業職員給料表（企業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54			1		1
55					
56				1	1
57					
58					
59					
60					
61～					
計			1	1	2

現業職員給料表（病院事業庁）

年齢	級				計
	1 級	2 級	3 級	4 級	
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37			1		1
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46			1		1
47			1		1
48			1		1
49					
50					
51					
52			1		1
53			1		1
54					
55				1	1
56					
57				1	1
58				1	1
59				1	1
60					
61～					
計			6	4	10

総 計

年齢	人 員
18	41
19	38
20	38
21	48
22	274
23	359
24	404
25	458
26	466
27	536
28	540
29	465
30	439
31	395
32	449
33	440
34	438
35	440
36	386
37	450
38	466
39	451
40	477
41	546
42	502
43	615
44	636
45	622
46	614
47	676
48	724
49	601
50	669
51	791
52	793
53	759
54	785
55	796
56	760
57	777
58	690
59	625
60	3
61～	5
計	21, 487

再任用職員

フルタイム勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		71	37	15	6	9	4
公安職		7	2	5			
研究職		1					1
医療職（一）		—					
医療職（二）		1	1				
医療職（三）		2	1		1		
高等学校等教育職		100	48	17	13	17	5
中学校・小学校教育職		66	42	13	11		
学校栄養職員		—					
合計		248	131	50	31	26	10
行政職（企業庁）		1					1
行政職（病院事業庁）		1	1				
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		2	1			1	
現業職員（知事部局等）		34	11	8	4	6	5
現業職員（企業庁）		—					
現業職員（病院事業庁）		—					
総計		286	144	58	35	33	16

短時間勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		81	13	22	10	21	15
公安職		23	8	9	6		
研究職		7	1		3		3
医療職（一）		—					
医療職（二）		14	3	3	1	3	4
医療職（三）		1	1				
高等学校等教育職		95	18	35	14	15	13
中学校・小学校教育職		151	57	42	25	21	6
学校栄養職員		—					
合計		372	101	111	59	60	41
行政職（企業庁）		1	1				
行政職（病院事業庁）		—					
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		1		1			
医療職（三）（病院事業庁）		—					
現業職員（知事部局等）		3		1	2		
現業職員（企業庁）		—					
現業職員（病院事業庁）		—					
総計		377	102	113	61	60	41

（注）該当人員0の年齢は空欄とした

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位 人)

給料表	学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計
		行	1	251	28	64
	2	386	23	36		445
	3	537	90	152	1	780
	4	707	159	304	1	1,171
	5	912	65	279		1,256
	6	451	52	232		735
	7	146	3	2		151
	8	42		1		43
	9	19	2			21
	10	1				1
職	計	3,452	422	1,070	2	4,946
公	1	80	13	140	1	234
	2	452	34	164		650
	3	484	33	170		687
	4	457	33	286	3	779
	5	222	13	198		433
	6	56	2	62		120
	7	25	5	36		66
	8	21	3	15	1	40
	9	4	1	6		11
職	計	1,801	137	1,077	5	3,020
研	1					
	2	49				49
	3	61	4			65
	4	27				27
	5	73	6			79
職	計	210	10	—	—	220
医	1	7				7
	2	11				11
	3	6				6
	4	11				11
職	計	35	—	—	—	35
医	1					
	2	17				17
	3	36	1			37
	4	24	12			36
	5	13	2			15
	6	49	15			64
職	計	139	30	—	—	169
医	1					
	2	17	5			22
	3	1	8			9
	4	1	19			20
	5	5	29	1		35
	6	25	8	2		35
職	計	49	69	3	—	121
高	1	77	4	2		83
	2	3,179	74	43		3,296
特	2	12				12
	3	99				99
	4	69	1			70
職	計	3,436	79	45	—	3,560
中	1					
	2	7,043	475			7,518
特	2	71	1			72
	3	538	5			543
	4	515	5			520
職	計	8,167	486	—	—	8,653
学	1					
	2					
	3					
	4	1	1			2
	5					
員	計	1	1	—	—	2
特	2					
定	計	2				2
合	計	17,292	1,234	2,195	7	20,728

給料表		学歴		大 学	短 大	高 校	中 学	計
		級						
行	業	1		5	1	3		9
		2		12		1		13
		3		16	1	19		36
		4		24	1	20		45
		5		27	2	15		44
		6		16	1	7		24
		7		9				9
		8		2				2
		9						
		10						
政	庁	計		111	6	65	—	182
		1		2				2
		2		3				3
		3		8	1	1		10
		4		6	4	3		13
		5		8	1	2		11
		6		4		1		5
		7		2				2
		8		1				1
		9						
職	院	計		34	6	7	—	47
		1		4				4
		2		6				6
		3		3				3
		4		4				4
		5		2				2
		6		1				1
		7						
		8						
		9						
医療職(一)	事	計		17	—	—	—	17
		1						
		2		1				1
		3		3	8			11
		4		2	2			4
医療職(二)	業	計		13	17	—	—	30
		1						
		2		3	22			25
		3		8	28			36
		4		3	24	4		31
医療職(三)	庁	計		17	136	7	—	160
		1						
		2		3	22			25
		3		8	28			36
		4		3	24	4		31

現	知事部局等	1			1			1
		2			4	1		5
		3		27	30	160		221
		4		3	7	65	4	82
		計		30	42	226	11	309
業	業	1						
		2						
		3				1		1
		4			1			1
		計		—	1	1	—	2
員	病院事業庁	1						
		2						
		3			2	4		6
		4			2	2		4
		計		—	4	6	—	10

総	計	17,514	1,446	2,507	18	21,485
---	---	--------	-------	-------	----	--------

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶 養 親 族 の あ る 職 員	うち扶養親族である	うち扶養親族で	うち配偶者・子
		配偶者を有する者	ある子を有する者	以外の扶養親族 を有する者
1 人	3,153 人	1,406 人	1,480 人	267 人
2 人	3,294	1,402	3,150	194
3 人	2,253	1,746	2,231	116
4 人	553	479	553	60
5 人	79	68	79	31
6人以上	20	20	20	7
計	9,352	5,121	7,513	675

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。

(その2、その3、第9表及び第10表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	5,121 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 まで	12,743 人
うち配偶者のいない職員の扶養親族1人	429 人
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,365 人
計	19,229 人

その3 扶養手当の状況

項目 給料表	手当受給者数	手当受給者 1人当たり 平均手当月額	平均扶養親族数
行政職	2,491人	20,404円	2.1人
公安職	1,781	20,498	2.2
研究職	127	20,165	2.1
医療職（一）	21	19,952	2.1
医療職（二）	68	17,654	1.9
医療職（三）	27	19,815	2.3
高校等教育職	1,706	19,550	2.0
中小学校教育職	3,131	18,807	2.0
学校栄養職員	—	—	—
特定期付職員	—	—	—
平均（計）	9,352	19,705	2.1

第9表 住居手当の状況

区分 給料表	手 受 給 者 当 数	うち配偶者の居る間		家 賃 等 担 の 額	手 当 受 給 者 の 額	手 当 受 給 者 の 額
		借 家 ・ 借 間	借 家 ・ 借 間			
行 政 職	812 人	—	—	54,065 円	24,972 円	—
公 安 職	1,183	—	—	32,130	16,078	—
研 究 職	60	—	—	54,596	25,882	—
医 療 職 (一)	13	—	—	60,836	23,715	—
医 療 職 (二)	36	—	—	56,083	25,750	—
医 療 職 (三)	13	—	—	54,731	25,615	—
高等学校等教育職	830	—	—	50,980	24,267	—
中学校・小学校教育職	1,536	—	—	53,605	25,571	—
学校栄養職員	1	—	—	64,000	27,000	—
特定任期付職員	—	—	—	—	—	—
計	4,484	—	—	47,596	22,717	—

第10表 通勤手当の状況

区 分	交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者		計		交通機関利用者 1人当たり 運賃等負担額	
	人 員	手当受給者 1人当たり 手 当 月 額	人 員	手当受給者 1人当たり 手 当 月 額	人 員	手当受給者 1人当たり 手 当 月 額	人 員	手当受給者 1人当たり 手 当 月 額		
給 料 表	行政職	1,187人	14,387円	2,543人	9,960円	408人	25,136円	4,138人	12,727円	16,154円
	公安職	108	14,603	2,054	8,249	30	28,045	2,192	8,833	16,860
	研究職	28	20,689	146	11,651	19	44,719	193	16,218	30,101
	医療職（一）	1	5,760	16	6,119	2	55,483	19	11,296	38,908
	医療職（二）	21	18,116	106	12,385	10	43,258	137	15,517	25,604
	医療職（三）	9	16,757	88	8,502	4	34,166	101	10,254	19,798
	高校等教育職	139	17,942	3,019	9,675	102	37,552	3,260	10,900	25,421
	中小校教育職	107	16,540	7,824	7,246	70	30,616	8,001	7,575	19,996
	学校栄養職員	—	—	2	4,100	—	—	2	4,100	—
	特 定 任期付職員	—	—	1	3,000	—	—	1	3,000	—
計	1,600	15,022	15,799	8,358	645	28,838	18,044	9,681	17,970	
平均利用距離	24.3 km		12.9 km		42.6 km		15.0 km			
平均通勤所要時間	48.4 分		28.1 分		60.8 分		31.1 分			

- (注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。
 2 「交通機関利用者1人当たり運賃等負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。
 3 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1箇月当たりの運賃等の月額とした。

Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、平成 28 年
職種別民間給与実態調査に基づいて作成したもの
である。

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 723事業所

(2) 調査対象職種

行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種、合計 76職種

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から152事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

7,308人(うち初任給関係職種 472人)であるが、行政職に相当する調査実人員は、6,563人(うち初任給関係職種 453人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は51,332人であり、うち行政職に相当するものは43,154人である。

5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模	規 模 計	事業所		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計		141	53	59	29
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業		5	—	3	2
製 造 業		85	37	34	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		19	6	8	5
卸 売 業 ， 小 売 業		3	1	2	—
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		2	2	—	—
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		27	7	12	8

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が11あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	196,228	196,712	192,801	※ 195,257
		短 大 卒	※ 179,714	※ 185,557	※ 165,327	—
		高 校 卒	160,708	160,875	158,678	163,275
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	189,828	189,740	188,404	※ 195,950
		短 大 卒	※ 180,278	※ 190,510	X	—
		高 校 卒	160,084	161,913	153,286	※ 169,333
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	206,709	208,342	※ 199,545	※ 194,333
		短 大 卒	※ 179,498	※ 184,000	※ 166,107	—
		高 校 卒	160,877	160,633	161,977	162,206
そ の 他	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—	—	—	—
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	—	—	—	—
	準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 225,500	※ 225,500	—	—
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	※ 178,500	※ 178,500	—	—
	準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	207,355	※ 238,300	※ 195,750	—
	準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	X	X	—	—

- (注) 1 「X」は、調査実人員1人であることを示す。
 2 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。
 3 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 4 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	支店長	9	55.9	587,695	0	587,695	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	54.5	672,737	0	672,737	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	4	58.3	459,124	0	459,124	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技	工場長	10	53.6	707,218	0	707,218	構成員50人以上の工場(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	55.0	784,822	0	784,822	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	1	X	X	X	X	
術	事務部長	119	52.0	572,725	218	572,507	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	96	52.5	593,886	133	593,753	
	短大卒	6	55.0	494,550	218	494,332	
	高校卒	15	48.1	488,419	758	487,661	
	中学卒	2	51.0	467,540	0	467,540	
関	技術部長	161	50.9	647,924	1,353	646,571	同 上
	大学卒	122	50.8	666,430	588	665,842	
	短大卒	16	50.5	616,328	1,797	614,531	
	高校卒	23	51.4	586,888	4,455	582,433	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	事務部次長	86	49.4	538,134	4,782	533,352	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	72	49.0	543,117	5,678	537,439	
	短大卒	3	50.8	504,719	0	504,719	
	高校卒	11	52.0	513,451	19	513,432	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	事務部次長	86	49.4	538,134	4,782	533,352	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	72	49.0	543,117	5,678	537,439	
	短大卒	3	50.8	504,719	0	504,719	
	高校卒	11	52.0	513,451	19	513,432	
	中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	技術部次長	123	50.3	567,371	3,597	563,774	前記事務部次長 の備考欄参照
	大 学 卒	88	50.1	570,469	2,961	567,508	
	短 大 卒	13	49.7	552,880	2,821	550,059	
	高 校 卒	22	51.5	563,061	6,505	556,556	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係 職 種	事務課長	238	48.0	510,944	11,191	499,753	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	158	47.2	522,447	14,876	507,571	
	短 大 卒	13	49.4	444,712	815	443,897	
	高 校 卒	66	49.5	499,185	4,642	494,543	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術課長	401	46.9	569,106	7,266	561,840	同 上
	大 学 卒	249	46.3	573,966	4,125	569,841	
	短 大 卒	48	47.4	596,575	8,980	587,595	
	高 校 卒	103	48.4	541,079	15,382	525,697	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
事務課長代理	123	46.6	462,827	49,189	413,638	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長一係長間）	
大 学 卒	87	44.9	455,204	47,522	407,682		
短 大 卒	9	45.5	474,877	82,689	392,188		
高 校 卒	27	53.3	485,537	41,032	444,505		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	161	45.4	522,409	67,426	454,983	同 上	
大 学 卒	85	42.8	497,064	56,483	440,581		
短 大 卒	24	45.9	499,823	51,672	448,151		
高 校 卒	51	49.2	575,211	95,161	480,050		
中 学 卒	1	X	X	X	X		
事務係長	299	45.2	425,156	56,694	368,462	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	147	44.2	429,117	58,413	370,704		
短 大 卒	31	44.4	408,976	64,027	344,949		
高 校 卒	118	46.7	423,587	52,555	371,032		
中 学 卒	3	43.8	452,604	67,192	385,412		

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	技術係長	415	44.6	484,859	95,239	389,620	前記事務係長 の備考欄参照
	大 学 卒	170	43.1	471,169	95,730	375,439	
	短 大 卒	67	44.7	488,956	84,072	404,884	
	高 校 卒	175	46.1	496,616	100,196	396,420	
	中 学 卒	3	46.4	472,366	65,374	406,992	
技 術 関 係	事務主任	322	42.6	395,467	52,401	343,066	係長等のいる事業所にお ける主任、係長等のいな い事業所における主任の うち課長代理以上に直属 し部下を有する者、係長 等のいない事業所におい て職能資格等がこれらの 者と同等と認められる主 任または中間職（係長一 係員間）
	大 学 卒	134	39.8	379,516	53,003	326,513	
	短 大 卒	29	43.0	367,567	52,625	314,942	
	高 校 卒	157	44.7	411,317	51,195	360,122	
	中 学 卒	2	46.6	535,265	101,098	434,167	
職 種	技術主任	532	41.2	437,346	76,994	360,352	同 上
	大 学 卒	206	37.4	436,408	91,504	344,904	
	短 大 卒	67	39.7	438,598	82,632	355,966	
	高 校 卒	255	44.4	437,710	64,482	373,228	
	中 学 卒	4	47.7	439,241	69,607	369,634	
事 務 係 員	事務係員	1,425	37.0	303,555	36,109	267,446	
	大 学 卒	575	34.0	321,701	47,132	274,569	
	短 大 卒	236	41.1	289,198	23,595	265,603	
	高 校 卒	607	38.5	290,593	29,796	260,797	
	中 学 卒	7	49.2	287,686	3,952	283,734	
技 術 係 員	技術係員	1,686	33.3	356,232	67,892	288,340	
	大 学 卒	730	31.9	372,959	71,520	301,439	
	短 大 卒	235	34.8	355,269	73,030	282,239	
	高 校 卒	713	34.2	338,810	62,320	276,490	
	中 学 卒	8	39.7	388,596	83,301	305,295	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
(以下(2)から(4)において同じ。)

(2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	5	53.1	612,086	0	612,086	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	54.3	667,853	0	667,853	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	50.9	514,351	0	514,351	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	工場長	8	55.9	772,971	0	772,971	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	56.3	831,444	0	831,444	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務部長	50	52.4	649,705	240	649,465	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	47	52.3	649,094	255	648,839	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	52.9	654,937	0	654,937	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術部長	107	51.0	691,818	942	690,876	同 上
	大学卒	94	51.0	696,753	720	696,033	
	短大卒	7	49.7	636,984	4,513	632,471	
	高校卒	6	51.7	685,154	0	685,154	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	事務部次長	69	49.4	556,155	5,850	550,305	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	61	49.0	556,504	6,602	549,902	
	短大卒	2	47.5	539,469	0	539,469	
	高校卒	6	54.7	557,880	0	557,880	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術部次長	86	50.1	592,244	2,325	589,919	同 上
	大学卒	69	50.1	589,576	1,678	587,898	
	短大卒	6	47.0	581,295	6,099	575,196	
	高校卒	11	51.0	613,416	4,427	608,989	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	事務課長	160	48.1	558,095	16,090	542,005	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	119	47.5	557,098	20,085	537,013	
	短 大 卒	3	52.6	462,932	0	462,932	
	高 校 卒	38	49.9	570,471	3,736	566,735	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長	295	46.7	598,806	6,984	591,822	同 上
	大 学 卒	196	46.2	598,827	3,990	594,837	
	短 大 卒	35	47.1	629,546	6,407	623,139	
	高 校 卒	64	48.2	579,111	18,521	560,590	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務課長代理	78	47.5	490,897	61,371	429,526	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	54	45.3	486,352	63,070	423,282	
	短 大 卒	2	44.5	443,168	89,813	353,355	
	高 校 卒	22	54.2	510,232	52,712	457,520	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術課長代理	118	45.5	554,952	78,742	476,210	同 上
	大 学 卒	63	42.1	535,888	77,683	458,205	
	短 大 卒	10	47.6	530,063	19,150	510,913	
	高 校 卒	44	49.6	588,408	98,828	489,580	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
事 務	事務係長	162	46.0	445,291	58,044	387,247	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	70	45.0	455,240	63,912	391,328	
	短 大 卒	10	42.4	424,828	61,004	363,824	
	高 校 卒	80	47.1	437,141	51,752	385,389	
	中 学 卒	2	49.0	508,637	92,396	416,241	
技 術	技術係長	235	45.4	538,249	109,985	428,264	同 上
	大 学 卒	94	43.6	510,626	102,792	407,834	
	短 大 卒	37	44.7	545,074	94,011	451,063	
	高 校 卒	103	47.3	561,179	124,119	437,060	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 主任	人	歳				係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	183	43.5	439,914	57,223	382,691		
	大学卒	65	38.9	416,313	66,665		349,648
	短大卒	13	42.6	396,880	71,799		325,081
	高校卒	104	46.2	457,257	50,552		406,705
中学卒	1	X	X	X	X		
技 術 主任	366	41.7	454,707	75,592	379,115	同 上	
	大学卒	135	37.2	457,789	94,898		362,891
	短大卒	39	40.1	462,185	77,138		385,047
	高校卒	189	45.0	451,159	61,954		389,205
	中学卒	3	48.7	441,698	57,297		384,401
事 務 係 員	687	37.5	324,322	41,951	282,371		
	大学卒	287	33.8	335,337	53,757		281,580
	短大卒	92	41.1	308,880	23,812		285,068
	高校卒	306	40.3	317,093	34,741		282,352
	中学卒	2	50.3	304,699	0		304,699
技 術 係 員	1,012	32.3	361,131	69,706	291,425		
	大学卒	440	30.9	381,269	75,121		306,148
	短大卒	126	34.0	359,512	75,194		284,318
	高校卒	441	33.2	340,304	62,326		277,978
	中学卒	5	39.2	389,841	84,110		305,731

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	4	59.3	559,730	0	559,730	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	64.5	413,120	0	413,120	
工 場	工場長	2	46.0	485,500	0	485,500	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務部長	51	51.6	521,977	249	521,728	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	38	53.1	543,791	30	543,761	
	短大卒	2	52.0	520,865	0	520,865	
	高校卒	11	47.0	452,287	991	451,296	
関	技術部長	44	50.9	594,882	202	594,680	同 上
	大学卒	25	49.8	589,826	239	589,587	
	短大卒	9	51.0	602,660	0	602,660	
	高校卒	10	53.4	599,351	298	599,053	
係	事務部次長	9	49.0	478,661	24	478,637	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	6	50.4	470,228	0	470,228	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	46.4	494,959	71	494,888	
種	技術部次長	30	50.9	521,993	8,023	513,970	同 上
	大学卒	17	49.9	508,857	8,414	500,443	
	短大卒	6	51.0	538,124	206	537,918	
	高校卒	7	53.3	540,772	13,377	527,395	
中 学 卒	—	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	事務課長	54	47.3	434,046	1,144	432,902	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	27	46.7	426,465	222	426,243	
	短大卒	8	47.2	448,940	1,298	447,642	
	高校卒	19	48.1	438,003	2,343	435,660	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術	技術課長	91	47.6	461,649	5,288	456,361	同 上
	大学卒	48	46.4	447,435	5,309	442,126	
	短大卒	10	49.2	477,566	0	477,566	
	高校卒	32	48.7	475,520	7,089	468,431	
	中学卒	1	X	X	X	X	
事務	事務課長代理	32	45.6	405,245	20,738	384,507	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大学卒	24	44.7	404,456	20,927	383,529	
	短大卒	4	45.8	419,742	39,377	380,365	
	高校卒	4	51.0	394,626	0	394,626	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術	技術課長代理	40	44.9	442,824	37,558	405,266	同 上
	大学卒	21	44.6	402,318	3,184	399,134	
	短大卒	13	45.0	474,065	71,125	402,940	
	高校卒	6	45.9	507,987	78,472	429,515	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	事務係長	106	44.3	412,539	57,365	355,174	係の長及び係長 級専門職
	大学卒	66	43.7	411,555	58,062	353,493	
	短大卒	11	46.8	407,835	44,904	362,931	
	高校卒	28	45.4	419,581	62,057	357,524	
	中学卒	1	X	X	X	X	
技術	技術係長	157	43.5	422,187	80,095	342,092	同 上
	大学卒	71	42.4	429,766	91,529	338,237	
	短大卒	26	44.6	409,237	70,609	338,628	
	高校卒	58	44.4	416,854	71,156	345,698	
	中学卒	2	43.4	481,269	60,147	421,122	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	107	41.5	346,159	50,817	295,342	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	55	40.9	351,738	43,023	308,715	
	短 大 卒	11	44.4	372,571	47,011	325,560	
	高 校 卒	40	41.4	328,945	57,587	271,358	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術主任	140	39.5	373,084	80,571	292,513	同 上
	大 学 卒	64	38.6	373,813	82,492	291,321	
	短 大 卒	22	39.7	374,732	89,311	285,421	
	高 校 卒	53	40.5	370,787	73,227	297,560	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	事務係員	551	36.6	280,366	29,062	251,304	
	大 学 卒	228	34.5	300,440	36,061	264,379	
	短 大 卒	99	41.3	272,591	21,299	251,292	
	高 校 卒	222	36.6	262,813	25,390	237,423	
	中 学 卒	2	44.4	351,148	5,607	345,541	
	技術係員	544	35.6	346,417	69,623	276,794	
	大 学 卒	236	34.2	353,419	68,863	284,556	
	短 大 卒	82	36.4	354,458	75,242	279,216	
	高 校 卒	223	36.7	336,043	68,249	267,794	
	中 学 卒	3	42.5	381,612	78,766	302,846	

(4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
事務部長	18	51.8	516,780	71	516,709	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	11	51.2	543,767	0	543,767	
短大卒	3	55.3	416,675	424	416,251	
高校卒	2	50.5	567,750	0	567,750	
中学卒	2	51.0	467,540	0	467,540	
技術部長	10	50.0	494,221	10,000	484,221	同 上
大学卒	3	54.3	503,461	0	503,461	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	7	48.1	490,262	14,286	475,976	
事務部次長	8	50.0	432,210	0	432,210	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
大学卒	5	47.4	448,840	0	448,840	
短大卒	1	X	X	X	X	
高校卒	2	52.5	392,090	0	392,090	
中学卒	—	—	—	—	—	
技術部次長	7	50.6	454,328	0	454,328	同 上
大学卒	2	49.5	439,985	0	439,985	
短大卒	1	X	X	X	X	
高校卒	4	49.5	454,725	0	454,725	
中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長	24	48.4	408,763	5,101	403,662	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	12	45.3	425,827	833	424,994	
	短 大 卒	2	54.0	401,669	0	401,669	
	高 校 卒	9	50.8	387,363	12,491	374,872	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
技 術	技術課長	15	47.9	482,689	26,106	456,583	同 上
	大 学 卒	5	50.2	478,208	0	478,208	
	短 大 卒	3	44.3	522,191	77,532	444,659	
	高 校 卒	7	47.7	468,961	22,714	446,247	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務課長代理	13	43.8	452,916	53,295	399,621	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	9	43.0	415,831	31,154	384,677	
	短 大 卒	3	45.7	576,720	137,486	439,234	
	高 校 卒	1	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術課長代理	3	46.3	504,285	91,624	412,661	同 上
	大 学 卒	1	X	X	X	X	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	1	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 長	事務係長	31	44.5	363,241	47,511	315,730	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	11	43.0	366,287	25,940	340,347	
	短 大 卒	10	43.5	396,917	86,490	310,427	
	高 校 卒	10	47.0	326,213	32,260	293,953	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種 別	技術係長	23	44.1	373,206	48,782	324,424	同 上
	大 学 卒	5	41.4	352,504	26,538	325,966	
	短 大 卒	4	45.8	393,958	62,670	331,288	
	高 校 卒	14	44.6	374,671	52,759	321,912	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務	事務主任	32	41.2	308,512	30,098	278,414	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	14	39.4	321,960	30,340	291,620	
	短 大 卒	5	40.6	280,490	15,619	264,871	
	高 校 卒	13	43.2	304,808	35,407	269,401	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術主任	26	39.2	387,065	90,163	296,902	同 上
	大 学 卒	7	33.4	340,945	67,620	273,325	
	短 大 卒	6	34.0	417,783	120,032	297,751	
	高 校 卒	13	44.6	397,721	88,516	309,205	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務係員	187	36.4	277,699	30,511	247,188	
	大 学 卒	60	33.4	317,336	48,078	269,258	
	短 大 卒	45	40.8	279,710	28,227	251,483	
	高 校 卒	79	35.6	248,059	19,428	228,631	
	中 学 卒	3	51.7	235,312	5,262	230,050	
職 種	技術係員	130	37.0	329,773	30,841	298,932	
	大 学 卒	54	36.8	336,230	25,437	310,793	
	短 大 卒	27	35.7	320,405	45,537	274,868	
	高 校 卒	49	37.9	327,880	28,589	299,291	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	
7級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	1	—	—	—	見習、外国語の電話交換手 を除く。 免許者		
	自家用乗用自動車運転手	5	51.2	373,030	72,197		300,833	
	守 衛	—	—	—	—		—	
	用 務 員	4	48.8	294,614	2,772		291,842	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	15	60.3	734,932	0	734,932	役員を除く。	
	大 学 教 授	52	57.2	669,008	0	669,008		
	大 学 准 教 授	45	48.8	572,285	0	572,285		
	大 学 講 師	9	47.3	481,209	0	481,209		
	大 学 助 教	13	38.2	397,305	0	397,305		
職 種	高 等 学 校 校 長	1	X	X	X	X	同 上	
	高 等 学 校 教 頭	2	61.0	590,344	0	590,344		
	高 等 学 校 教 諭	22	43.8	441,570	0	441,570		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上または構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	13	51.7	648,442	0	648,442		
	研 究 室 (係) 長	4	47.2	512,144	0	512,144		
	主 任 研 究 員	16	46.9	540,284	4,086	536,198		
	研 究 員	21	30.9	293,305	30,202	263,103		
	研 究 補 助 員	3	41.7	326,175	23,752	302,423		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師または歯科医師5人 以上(役員を除く。) 上記院長に事故等のあると きの職務代行者 部下に医師または歯科医師1人 以上	
	副 院 長	2	53.0	1,831,375	871,000	960,375		
	医 科 長	3	55.0	1,448,730	221,333	1,227,397		
	医 師	19	42.1	1,069,936	323,811	746,125		
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—		
	療 関 係 職 種	薬 局 長	2	58.0	502,750	0	502,750	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	22	37.3	393,290	49,686	343,604	
		診 療 放 射 線 技 師	24	38.8	375,981	42,250	333,731	
		臨 床 検 査 技 師	29	40.8	348,956	27,266	321,690	
		栄 養 士	35	35.5	277,551	8,077	269,474	
理 学 療 法 士		46	31.5	326,581	19,897	306,684		
種	作 業 療 法 士	40	32.0	321,057	13,494	307,563	部下に看護師長5人以上	
	総 看 護 師 長	3	54.7	550,637	12,997	537,640		
	看 護 師 長	44	48.9	447,854	22,022	425,832		
	看 護 師	151	37.8	344,915	16,443	328,472		
	准 看 護 師	81	50.9	344,158	21,837	322,321	部下に看護師または准看護師 5人以上	

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	55.5 %	(39.4) %	(60.6) %	- %	44.5 %	49.7 %	(31.0) %	(68.6) %	(0.4) %	50.3 %
	500人以上	87.5	(57.1)	(42.9)	-	12.5	86.5	(43.9)	(55.6)	(0.5)	13.5
	100人以上 500人未満	43.7	(17.7)	(82.3)	-	56.3	52.0	(26.7)	(73.1)	(0.2)	48.0
	100人未満	20.4	(0.0)	(100.0)	-	79.6	26.5	(24.8)	(74.6)	(0.6)	73.5
高 校 卒	計	43.5	(34.5)	(65.5)	-	56.5	27.5	(31.7)	(67.9)	(0.4)	72.5
	500人以上	57.2	(50.2)	(49.8)	-	42.8	48.5	(40.9)	(59.1)	-	51.5
	100人以上 500人未満	40.4	(21.1)	(78.9)	-	59.6	27.3	(29.3)	(70.3)	(0.4)	72.7
	100人未満	23.8	(14.3)	(85.7)	-	76.2	17.0	(25.2)	(74.1)	(0.7)	83.0

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 3 初任給の改定状況は、全国は本店について、三重県は本店及び支店について集計した割合である。

第15表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額			
	三 重 県		全 国	
配 偶 者	14,963円		14,024円	
配偶者と子1人	20,585円	(5,622円)	20,094円	(6,070円)
配偶者と子2人	25,952円	(5,367円)	25,593円	(5,499円)

- (注) 1 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 2 () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、扶養親族1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 特別給の支給状況

項目		区分	三 重 県		全 国	
			事務・技術等従業員	技能・労務等従業員		
平均給与 月 額	下半期 (A1)	334,738 円	375,809 円	280,106 円		
	上半期 (A2)		333,786	280,178		
特別給の 支 給 額	下半期 (B1)	724,067 円	807,638 円	526,693 円		
	上半期 (B2)		717,103	520,984		
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)	2.16 月分	2.15 月分	1.88 月分		
	上半期 (B2/A2)		2.15	1.86		
年間の平均		4.31 月分	4.32 月分			

(注) 下半期は平成27年8月から平成28年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

項目	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース慣行 な し	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース慣行 な し
係 員	29.3 %	13.0 %	— %	57.7 %	26.6 %	9.0 %	0.2 %	64.2 %
課長級	15.1	9.8	—	75.1	22.2	9.6	0.1	68.1

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
三 重 県	係 員	91.4 %	90.6 %	23.3 %	11.5 %	55.8 %	0.8 %	8.6 %
	課 長 級	67.5	66.7	18.0	8.6	40.1	0.8	32.5
全 国	係 員	87.0	84.8	24.2	7.7	52.9	2.2	13.0
	課 長 級	80.7	78.4	22.0	7.5	48.9	2.3	19.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 定期昇給制度の状況

役職 段階	項目 企業規模	三重県					全国				
		定期昇給 制度あり			定期昇給 制度なし		定期昇給 制度あり			定期昇給 制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員	計	94.0 %	41.7 %	85.0 %	42.9 %	6.0 %	89.4 %	38.5 %	71.5 %	39.9 %	10.6 %
	500人以上	94.2	50.6	86.0	58.5	5.8	94.3	39.3	78.2	54.1	5.7
	100人以上 500人未満	100.0	32.3	86.8	36.4	-	90.9	39.7	72.5	41.2	9.1
	100人未満	79.6	48.6	76.6	23.4	20.4	84.2	36.0	66.0	29.9	15.8
課 長 級	計	74.5	30.9	87.5	39.3	25.5	84.2	31.7	68.3	37.1	15.8
	500人以上	60.2	28.5	83.6	57.1	39.8	81.5	24.5	67.0	44.4	18.5
	100人以上 500人未満	85.8	28.1	91.0	32.7	14.2	85.7	33.2	69.3	39.2	14.3
	100人未満	78.1	43.3	84.5	25.8	21.9	82.9	32.9	67.0	29.4	17.1

(注) 1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容(自動昇給・査定昇給・昇格昇給)は、複数回答である。

第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職 段階	項目 企業規模	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
三 重 県	規 模 計	43.6 %	56.4 %	43.8 %	56.2 %	57.6 %	42.4 %
	500人以上	42.9	57.1	44.4	55.6	62.4	37.6
	100人以上 500人未満	44.4	55.6	43.6	56.4	55.9	44.1
	100人未満	42.2	57.8	42.6	57.4	50.6	49.4
全 国	規 模 計	50.9	49.1	51.9	48.1	56.2	43.8
	500人以上	44.2	55.8	45.6	54.4	54.4	45.6
	100人以上 500人未満	54.3	45.7	55.3	44.7	58.8	41.2
	100人未満	48.1	51.9	49.0	51.0	52.3	47.7

Ⅲ 生計費関係資料

平成 28 年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成 28 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成 28 年 4 月の全国の各費目別標準生計費（平成 26 年の「全国消費実態調査」（総務省）の 18 歳～26 歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との比率を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 27 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成されている標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成28年4月)

その1 津市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	24,800 円	36,640 円	46,710 円	56,780 円	66,860 円
住居関係費	41,040	45,220	41,280	37,340	33,410
被服・履物費	2,920	6,970	8,570	10,170	11,760
雑費 I	25,630	34,730	49,070	63,430	77,780
雑費 II	5,840	21,530	21,520	21,510	21,500
計	100,230	145,090	167,150	189,230	211,310

その2 全国

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,120 円	37,110 円	47,320 円	57,520 円	67,720 円
住居関係費	45,890	50,570	46,160	41,760	37,360
被服・履物費	2,740	6,550	8,050	9,550	11,060
雑費 I	33,350	45,190	63,860	82,550	101,230
雑費 II	8,430	31,100	31,080	31,060	31,050
計	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420

参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.475	0.606	0.736	0.867
住居関係費	1.029	0.940	0.850	0.761
被服・履物費	0.438	0.538	0.638	0.738
雑費 I	0.309	0.437	0.565	0.693
雑費 II	0.478	0.478	0.478	0.477

IV 労働経済

第22表 労働経済指標

項目				年 月					
				平成27年 4月	5月	6月	7月	8月	
賃労働 金時 ・間 (毎戦 月略 勤企 画部 統計 調査 地方 調査)	きまって支給する給与			金額	277,475円	271,295	276,560	275,909	271,335
				前月 年比	△1.1%	△3.2	△0.9	△0.2	△0.2
	(調査) 産業計	うち 所定内 給与	調査計	金額	247,984円	243,984	247,551	246,200	242,588
			一般者	金額	295,278円	293,352	297,250	295,699	292,629
	うち所定外給与			金額	29,491円	27,311	29,009	29,709	28,747
	総実労働時間数			時間数	156.1時間	140.3	153.5	155.1	141.6
(調査) 産業計	うち 労働 時間 外数	時間数	13.7時間	12.7	13.2	13.6	13.2		
生 計 費 (家 調査)	消費 支出 (名目)	全 世 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	300,480円	286,433	268,652	280,471	291,156
			前月 年比	△0.5%	5.5	△1.5	0.1	3.2	
		津 市 (戦略企画部 統計課)	金額	274,054円	291,913	287,316	292,116	305,717	
		前月 年比	△2.8%	17.7	△1.2	8.3	10.1		
勤 労 者 世 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	334,301円	317,317	293,042	314,788	317,195		
	前月 年比	1.3%	8.3	△0.9	1.0	3.7			
津 市 (戦略企画部 統計課)	金額	311,435円	336,225	299,810	313,537	350,841			
前月 年比	16.8%	20.8	5.0	13.4	12.2				
物 価	消費者 物価指数	全 国 (総務省統計局)	前月 年比	0.6%	0.5	0.4	0.2	0.2	
		津 市 (総務省統計局)	前月 年比	1.3%	1.0	0.7	0.1	0.1	
	国内企 業物 価指 数 (日 本銀 行)	前月 年比	△2.1%	△2.2	△2.4	△3.2	△3.7		
雇 用	有効求人 率	全 国 (厚生労働 省)	1.17倍	1.18	1.19	1.21	1.22		
	(季節 調整値)	三 重 県 (三重労働 局)	1.27倍	1.29	1.30	1.31	1.31		
	完全 失業 率 (季節調整値)	全 国 (総務省統計局)	3.4%	3.3	3.4	3.3	3.4		

(注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

2 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。

3 「生計費」欄は、農林漁家世帯を含む数値である。

4 「消費者物価指数」欄は、平成27年12月以前は平成22年基準の数値であり、平成28年1月以降は平成27年基準の数値である。

関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	平成28年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
277,249	277,468	279,230	277,298	272,786	275,010	277,812	279,620	272,204	280,158
1.2	0.3	1.0	1.4	△ 0.1	0.5	0.7	0.8	0.3	1.3
246,745	246,710	247,406	246,673	244,004	245,266	247,823	249,832	244,185	250,303
297,939	297,326	297,342	297,223	295,066	296,247	297,952	302,328	294,313	301,761
30,504	30,758	31,824	30,625	28,782	29,744	29,989	29,788	28,019	29,855
150.1	151.3	152.1	149.3	140.1	149.8	154.5	153.3	140.7	156.2
14.4	14.6	14.4	14.6	13.0	13.6	13.9	14.0	12.8	13.5
274,309	282,401	273,268	318,254	280,973	269,774	300,889	298,520	281,827	261,452
△ 0.3	△ 2.1	△ 2.5	△ 4.2	△ 3.1	1.6	△ 5.3	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.7
258,469	302,012	312,112	404,087	386,047	285,058	320,735	285,484	312,193	278,352
△ 3.2	6.8	△ 12.6	18.2	26.8	7.4	3.3	4.2	6.9	△ 3.1
298,733	309,761	294,905	340,474	312,331	297,662	334,609	338,001	306,721	276,602
△ 1.6	△ 2.0	△ 3.7	△ 4.8	△ 2.6	2.2	△ 4.9	1.1	△ 3.3	△ 5.6
293,758	367,283	336,117	346,358	336,329	355,773	311,124	283,608	339,356	290,647
1.2	22.8	2.9	2.9	6.8	51.4	△ 14.9	△ 8.9	0.9	△ 3.1
0.0	0.3	0.3	0.2	△ 0.1	0.2	0.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4
△ 0.1	△ 0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.6
△ 4.0	△ 3.8	△ 3.7	△ 3.5	△ 3.2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2	△ 4.3	△ 4.2
1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36	1.37
1.32	1.31	1.35	1.35	1.33	1.35	1.35	1.39	1.41	1.42
3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1

V 経 年 統 計

第23表 部局別、給料表別職員数の状況

区分		平成19年		20		21		22	
		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
知事部局	行政職	3,706	3	3,673	2	3,549	6	3,508	4
	教育職	40		45					
	研究職	179		190	1	188		189	
	医療職(一)	39		35		41		41	
	医療職(二)	201		196	1	199	1	180	1
	医療職(三)	127		131		125		123	
	特定任期付職員								
	第1号任期付研究員	1		1		1		1	
小計	4,293	3	4,271	4	4,103	7	4,042	5	
警察	行政職	349		345	1	351		342	
	公安職	2,920		2,982	1	2,977	1	2,974	2
	研究職	15		15		16		15	
	小計	3,284		3,342	2	3,344	1	3,331	2
各種委員会 各事務局	行政職	436		390		397		364	
	研究職	12							
	小計	448		390		397		364	
県立学校 市町立学校	高校等教育職	3,871	15	3,768	25	3,704	32	3,658	44
	中小校教育職	9,565	1	9,434	3	9,328	4	9,221	5
	行政職	859	1	841	3	836	3	807	4
	学校栄養職員	73	1	37	1	20	1	12	1
	小計	14,368	18	14,080	32	13,888	40	13,698	54
計	22,393	21	22,083	38	21,732	48	21,435	61	

企業庁	行政職	263		257	1	245	7	238	7
-----	-----	-----	--	-----	---	-----	---	-----	---

病院事業庁	行政職	92	1	88		89	1	93	1
	医療職(一)	125		137		137		134	
	医療職(二)	123		124		124		121	
	医療職(三)	605	1	604	1	610	2	611	3

知事部局等	現業職員	419	11	390	24	370	24	360	29
-------	------	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

企業庁	現業職員	4	2	2	3	2	2	2	1
-----	------	---	---	---	---	---	---	---	---

病院事業庁	現業職員	36		37		33	1	31	1
-------	------	----	--	----	--	----	---	----	---

合計		24,060	36	23,722	67	23,342	85	23,025	103
----	--	--------	----	--------	----	--------	----	--------	-----

- (注) 1 職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の再任用職員をいう。
 2 教育職給料表は、三重県立看護大学の独立行政法人化により適用職員がいなくなったため、平成21年4月に廃止された。(第24表において同じ。)
 3 該当人員0の欄は空欄とした。

資 料

(単位 人)

2 3		2 4		2 5		2 6		2 7		2 8	
再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
3,477	2	3,502	5	3,479	17	3,507	19	3,515	27	3,532	29
197		203		201	1	199	1	198	1	203	1
37		39		40		37		36		35	
181	3	191	3	182	1	178	2	183		169	1
127		129		126		122	1	125	1	121	2
1		1		1		2		2		2	
4,020	5	4,065	8	4,029	19	4,045	23	4,059	29	4,062	33
334		342		335		340		339	1	335	
2,990	2	2,996	1	2,998	1	2,978	1	2,991	6	3,020	7
16		14		16		16		16		17	
3,340	2	3,352	1	3,349	1	3,334	1	3,346	7	3,372	7
358		344		341	1	342	1	344	1	350	2
358		344		341	1	342	1	344	1	350	2
3,642	60	3,632	48	3,610	53	3,665	65	3,616	73	3,560	100
9,147	7	9,040	8	8,910	5	8,824	24	8,761	40	8,653	66
785	6	784	7	769	16	764	22	753	24	729	40
9	1	3		3		2		2		2	
13,583	74	13,459	63	13,292	74	13,255	111	13,132	137	12,944	206
21,301	81	21,220	72	21,011	95	20,976	136	20,881	174	20,728	248
228	4	224	2	220	4	218	3	183	1	182	1
101		45		43		46		50		47	1
127		21		21		19		19		17	
124		28		27		26	1	28	1	30	
637	2	170	2	158	3	158	3	161	1	160	2
353	30	352	19	347	20	340	25	327	27	309	34
2	1	2		2		2		2		2	
24	1	11		11		10		10		10	
22,897	119	22,073	95	21,840	122	21,795	168	21,661	204	21,485	286

第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

(単位 職員数：人、平均給料月額：円、平均年齢：歳、平均経験年数：年)

区 分		年	平成19年	20	21	22	23	24	25	26	27	28
行政職	一 般	職 員 数	4,491	4,408	4,297	4,214	4,169	4,188	4,155	4,189	4,198	4,217
		平均給料月額	355,312	354,256	352,999	351,288	350,854	351,014	350,786	350,405	348,048	349,931
		平均年齢	42.3	42.4	42.5	42.5	42.7	42.8	42.9	43.0	43.1	43.1
		平均経験年数	20.9	21.0	21.0	20.9	21.1	21.2	21.3	21.3	21.4	21.4
	県立 学 校	職 員 数	859	841	836	807	785	784	769	764	753	729
		平均給料月額	352,323	355,669	354,913	355,449	352,315	349,874	344,634	341,460	339,681	339,699
		平均年齢	43.4	44.1	44.3	44.7	44.8	44.8	44.3	44.2	44.2	43.8
		平均経験年数	22.6	23.3	23.5	23.9	24.0	24.0	23.5	23.3	23.0	23.0
	市町立 学 校	職 員 数	5,350	5,249	5,133	5,021	4,954	4,972	4,924	4,953	4,951	4,946
		平均給料月額	354,832	354,483	353,311	351,957	351,086	350,834	349,825	349,025	346,776	348,423
平均年齢		42.5	42.7	42.8	42.8	43.0	43.2	43.1	43.2	43.3	43.2	
平均経験年数		21.2	21.4	21.4	21.4	21.6	21.7	21.6	21.6	21.7	21.6	
計	職 員 数	5,350	5,249	5,133	5,021	4,954	4,972	4,924	4,953	4,951	4,946	
	平均給料月額	354,832	354,483	353,311	351,957	351,086	350,834	349,825	349,025	346,776	348,423	
	平均年齢	42.5	42.7	42.8	42.8	43.0	43.2	43.1	43.2	43.3	43.2	
公安職	職 員 数	2,920	2,982	2,977	2,974	2,990	2,996	2,998	2,978	2,991	3,020	
	平均給料月額	344,406	337,326	334,078	330,539	328,033	327,062	325,450	324,033	321,257	325,959	
	平均年齢	40.1	39.3	39.0	38.7	38.5	38.5	38.2	38.0	37.8	37.7	
教育職	職 員 数	40	45	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平均給料月額	409,038	409,592	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平均年齢	44.2	43.8	—	—	—	—	—	—	—	—	
研究職	職 員 数	206	205	204	204	213	217	217	215	214	220	
	平均給料月額	392,899	385,487	384,079	376,422	376,788	374,685	376,934	379,613	383,644	384,210	
	平均年齢	42.2	41.6	41.6	40.9	41.3	41.2	41.4	41.8	42.7	42.5	
医療職 (一)	職 員 数	39	35	41	41	37	39	40	37	36	35	
	平均給料月額	421,479	427,049	434,990	430,929	432,070	433,208	439,310	437,049	443,272	454,812	
	平均年齢	39.7	40.4	41.0	40.7	41.4	40.9	41.3	41.8	42.9	43.9	
医療職 (二)	職 員 数	201	196	199	180	181	191	182	178	183	169	
	平均給料月額	391,236	384,830	375,167	371,678	369,019	358,726	362,756	360,174	358,505	358,208	
	平均年齢	44.1	43.7	43.0	42.9	43.0	42.0	42.4	42.3	42.3	41.6	
医療職 (三)	職 員 数	127	131	125	123	127	129	126	122	125	121	
	平均給料月額	369,566	369,227	378,520	373,528	366,918	365,015	364,606	361,942	353,039	352,681	
	平均年齢	43.1	43.5	45.0	44.6	44.1	44.3	44.4	44.9	44.5	44.1	
高校等 教育職	職 員 数	3,871	3,768	3,704	3,658	3,642	3,632	3,610	3,665	3,616	3,560	
	平均給料月額	407,127	408,103	407,956	406,059	400,916	398,579	396,770	394,607	391,623	394,582	
	平均年齢	44.1	44.6	44.9	45.0	44.8	44.8	44.7	44.6	44.7	44.8	
中小校 教育職	職 員 数	9,565	9,434	9,328	9,221	9,147	9,040	8,910	8,824	8,761	8,653	
	平均給料月額	402,184	399,490	396,175	392,775	387,942	385,370	382,538	378,695	373,842	374,417	
	平均年齢	44.2	44.3	44.4	44.4	44.3	44.3	44.1	43.8	43.5	43.2	
学 校 栄 養 職 員	職 員 数	73	37	20	12	9	3	3	2	2	2	
	平均給料月額	330,915	339,289	380,725	365,717	367,417	409,283	374,200	368,880	369,145	375,623	
	平均年齢	40.9	41.9	48.3	47.2	47.9	54.0	49.7	47.5	48.5	49.5	
特 定 任 期 付 職 員	職 員 数	—	—	—	—	1	1	1	2	2	2	
	平均給料月額	—	—	—	—	621,000	620,000	620,000	548,500	550,000	545,000	
	平均年齢	—	—	—	—	62.0	63.0	64.0	48.0	49.0	49.0	
第1号 任 期 付 研 究 員	職 員 数	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	
	平均給料月額	610,000	610,000	610,000	610,000	—	—	—	—	—	—	
	平均年齢	58.0	59.0	60.0	61.0	—	—	—	—	—	—	

区 分		年										
		平成19年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
計	職 員 数	22,393	22,083	21,732	21,435	21,301	21,220	21,011	20,976	20,881	20,728	
	平 均 給 料 月 額	383,645	381,400	379,213	376,470	372,860	370,936	368,953	366,582	362,949	364,615	
	平 均 年 齢	43.2	43.2	43.3	43.3	43.2	43.2	43.1	42.9	42.8	42.7	
	平 均 経 験 年 数	21.3	21.2	21.4	21.3	21.2	21.3	21.0	20.8	20.8	20.5	

行政職	企業庁	職 員 数	263	257	245	238	228	224	220	218	183	182	
		平均給料月額	336,644	337,970	334,199	337,493	335,374	338,047	338,472	340,854	341,525	350,234	
		平均年齢	40.6	40.7	40.3	40.8	40.7	41.0	40.9	41.4	42.1	42.9	
	平均経験年数	20.0	20.1	19.6	20.1	19.8	19.9	19.7	20.3	21.0	21.8		
	医療職 (一)	病院	職 員 数	92	88	89	93	101	45	43	46	50	47
			平均給料月額	322,541	332,131	326,972	331,209	335,875	342,043	347,046	345,978	350,018	350,804
平均年齢			39.2	40.2	39.8	40.2	40.8	42.2	42.6	42.7	44.2	44.0	
平均経験年数		17.2	18.2	17.7	18.0	18.4	19.4	19.7	19.8	21.5	20.8		
医療職 (二)		事業庁	職 員 数	125	137	137	134	127	21	21	19	19	17
			平均給料月額	403,523	398,011	396,692	400,089	406,209	418,700	416,767	411,579	418,563	440,388
	平均年齢		38.7	38.5	38.7	39.1	39.7	40.3	40.9	39.1	41.8	42.0	
	平均経験年数	15.0	14.5	14.5	15.0	15.8	16.6	17.0	14.1	15.1	15.4		
	医療職 (三)	事業庁	職 員 数	123	124	124	121	124	28	27	26	28	30
			平均給料月額	320,793	322,190	319,447	329,177	331,006	339,560	348,840	349,993	342,629	353,087
平均年齢			37.6	37.7	37.3	38.3	38.8	40.1	41.4	41.3	40.8	41.5	
平均経験年数		15.5	15.6	15.2	16.2	16.7	18.2	19.4	19.0	18.6	19.2		
医療職 (三)		事業庁	職 員 数	605	604	610	611	637	170	158	158	161	160
			平均給料月額	298,481	301,532	298,392	296,100	295,741	325,336	331,122	328,386	326,486	331,134
	平均年齢		36.0	36.5	36.4	36.3	36.4	41.4	42.2	42.4	42.8	43.2	
平均経験年数	13.4	13.7	13.5	13.3	13.3	17.2	17.9	17.5	17.7	16.9			

現 業 員	知事部 局 等	職 員 数	419	390	370	360	353	352	347	340	327	309
		平均給料月額	349,854	346,626	347,037	346,817	347,530	351,197	354,423	357,807	357,672	362,768
		平均年齢	45.6	45.4	45.7	45.9	46.4	47.2	47.8	48.5	49.0	49.4
	平均経験年数	26.1	25.8	26.1	26.4	26.7	27.6	28.2	28.9	29.4	29.9	
	企業庁	職 員 数	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		平均給料月額	372,875	344,300	350,900	355,550	358,850	362,000	365,500	369,000	370,100	386,050
		平均年齢	48.0	44.0	45.0	46.0	47.0	48.0	49.0	50.0	51.0	55.0
	平均経験年数	29.3	24.5	25.5	26.5	27.5	28.5	29.5	30.5	31.5	35.5	
	病院 事業庁	職 員 数	36	37	33	31	24	11	11	10	10	10
		平均給料月額	338,219	340,930	341,485	342,165	344,897	339,690	345,018	358,980	361,880	367,160
		平均年齢	43.9	44.6	45.0	45.3	46.0	45.4	46.2	48.5	50.2	51.2
	平均経験年数	23.9	24.7	24.8	25.1	26.1	25.2	26.0	28.3	29.6	30.6	

総 計	職 員 数	24,060	23,722	23,342	23,025	22,897	22,073	21,840	21,795	21,661	21,485
	平 均 給 料 月 額	379,880	377,862	375,649	373,129	369,716	369,867	368,107	365,883	362,410	364,234
	平 均 年 齢	43.0	43.0	43.1	43.1	43.0	43.3	43.1	43.0	42.9	42.8
	平 均 経 験 年 数	21.1	21.0	21.1	21.1	21.0	21.3	21.1	20.9	20.9	20.7

(注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会事務局及び警察をいう。

